

豊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案
中間報告版

平成27年3月

豊 川 市

はじめに

平成 27 年 3 月

豊川市長 山 脇 実

… 目次 …

第1章 計画策定の背景	1
1-1 地球温暖化の現況	1
1-2 地球温暖化対策に関する国内外の動向	4
1-3 豊川市における地球温暖化対策	7
第2章 計画の基本的事項	8
2-1 計画策定の趣旨	8
2-2 本計画の位置付け	8
2-3 計画期間	9
2-4 本計画の対象	10
第3章 豊川市の地域特性	11
3-1 豊川市の特性	11
3-2 アンケート調査結果	19
第4章 豊川市における温室効果ガス排出量の現況	32
4-1 豊川市における温室効果ガス排出量	32
4-2 排出要因	33
第5章 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標	37
5-1 特に対策を行わない場合の将来推計（現状趨勢ケース）	37
5-2 排出削減目標の設定	38
第6章 削減目標達成のための対策・施策	41
6-1 施策の体系	42
6-2 具体的な取り組み	43
第7章 計画の推進体制と進捗管理	59
7-1 計画の推進体制	59
7-2 進行管理	60

第1章 計画策定の背景

1-1 地球温暖化の現況

1-1-1 地球温暖化とは

太陽からのエネルギーで地表面が暖められると、地表面から宇宙空間に熱（赤外線）が放射されますが、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスがこの熱を吸収し再放射することで地表面付近の大気が暖められます。これを温室効果といいます。

18 世紀半ばから始まった産業革命以降、化石燃料の使用が急激に増えた結果、大気中の二酸化炭素濃度が増加しました。二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加すると、温室効果がこれまでより大きくなり、地球温暖化が起こります。

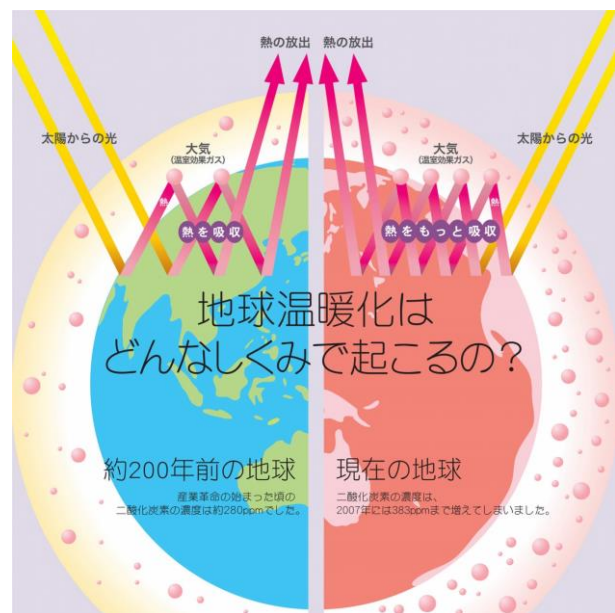


図 1.1 地球温暖化のしくみ

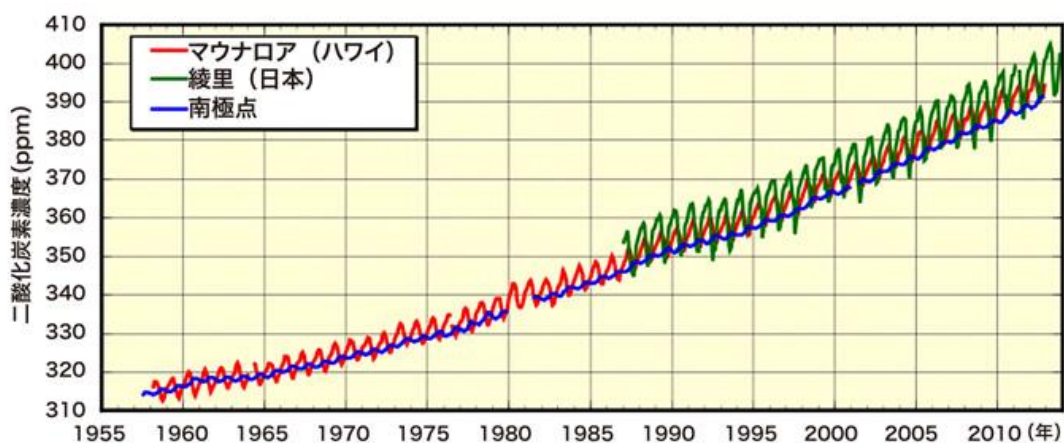


図 1.2 大気中の二酸化炭素濃度の経年変化

出典) 気象庁「気候変動監視レポート 2013」
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より

1-1-2 地球温暖化による影響

2013 年 9 月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書によると、世界の平均気温は 1880 年から 2012 年までに 0.85 度上昇しており、温暖化は疑う余地がないとされています。また、二酸化炭素などの温室効果ガス濃度は過去 80 万年間で前例のない水準まで増加しているとし、20 世紀半ば以降に観測された温暖化の主要な要因は、人間活動にあった可能性が極めて高いと報告されています。

将来の気候変動については、今世紀末における世界の平均気温の上昇を 0.3～4.8 度、世界の平均海面水位の上昇を 26～82 センチと予測されています。世界の平均気温の上昇により、極端な高温や降水などによる気象災害が頻繁に発生する可能性が非常に高いとされています。

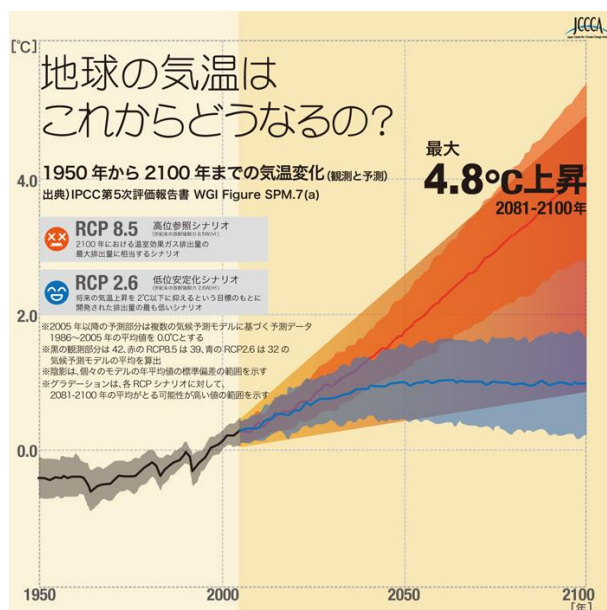
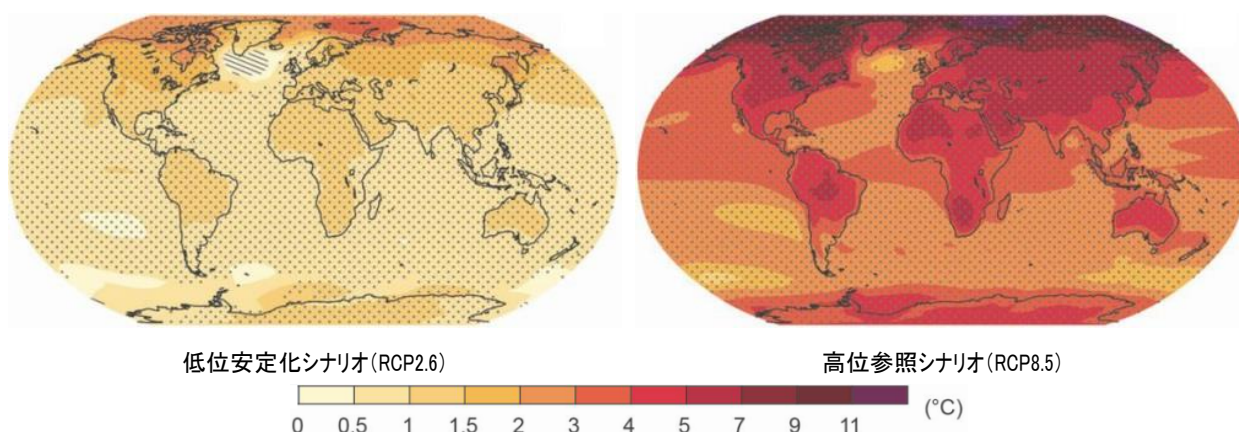


図 1.3 1950 年から 2100 までの気温の変化

出典) 気象庁「気候変動監視レポート 2013」
全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より



※高位参照シナリオ (RCP8.5) : 地球温暖化を引き起こす効果の上昇が最も大きいシナリオ
低位安定化シナリオ (RCP2.6) : 地球温暖化を引き起こす効果の上昇が最も小さいシナリオ

出所: IPCC 第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書

図 1.4 21 世紀末 (2081～2100 年) における地上平均気温の変化
(1986～2005 年の平均との比較)

気温が上昇することによって、北極や南極の氷床、海氷などの減少が広範囲に進み、海面水位の上昇の一因にもなります。

また、大気中の二酸化炭素が増加すると、海洋中に溶け込む二酸化炭素の量も増加し、海洋の酸性化が進みます。酸性化することによって、サンゴなど炭酸カルシウムの殻を作る生物の骨格が溶け出し死滅するなど、海の生態系に大きな影響を与えます。

人間社会においては、異常気象による災害が頻繁に発生し、大きな人的被害を被る可能性が高まります。

また、農作物の高温障害による減収、漁業資源の減少など、経済的な影響も懸念されます。



図 1.5 温暖化によるリスク

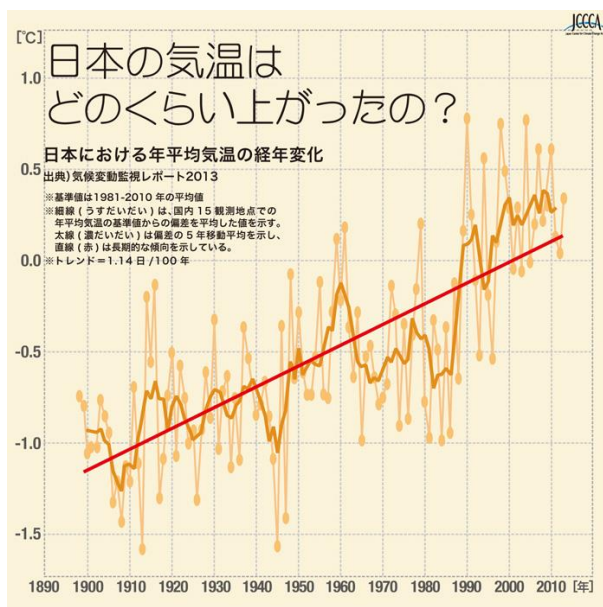


図 1.6 日本における年平均気温の経年変化

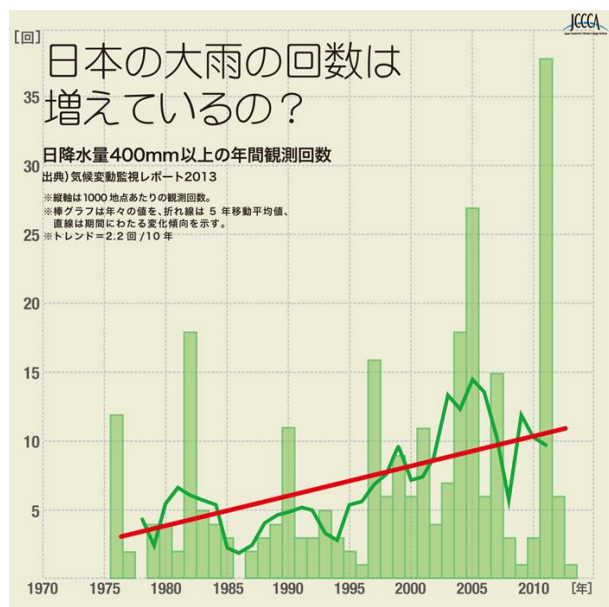


図 1.7 日本における豪雨回数
出典）気象庁「気候変動監視レポート2013」
全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より

1-2 地球温暖化対策に関する国内外の動向

◆ 地球温暖化防止に係る国際的な枠組み

1992年に世界は、国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」(気候変動枠組条約)を採択し、地球温暖化対策に世界全体で貢献していくことに合意しました。

その後、1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)では、先進国の拘束力のある削減目標※を明確に規定した「京都議定書」が採択されるなど、20年以上にわたって、地球温暖化防止のための国際的なしくみづくりが進められています。

※具体的な削減目標：2008年～2012年の5年間で1990年に比べて日本-6%、米国-7%、EU-8%等

◆ 温室効果ガスの削減目標の動向

「京都議定書」は、先進国における2012年までの温室効果ガス削減義務を定めたものであるため、それ以後の各国の削減量をどのように定めるか、とりわけ京都議定書を批准していないアメリカや、京都議定書では削減義務を負っていない途上国なども含めた、より多くの国が参加できるしくみづくりが今後の課題となっています。

そこで、新たなしくみづくりを前進させるため、2010年の気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)では、産業化以前からの気温上昇を

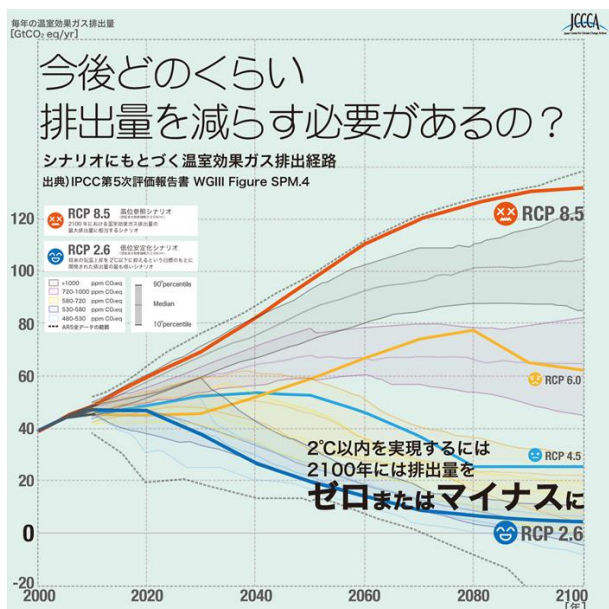


図 1.8 温室効果ガス排出量の将来予測

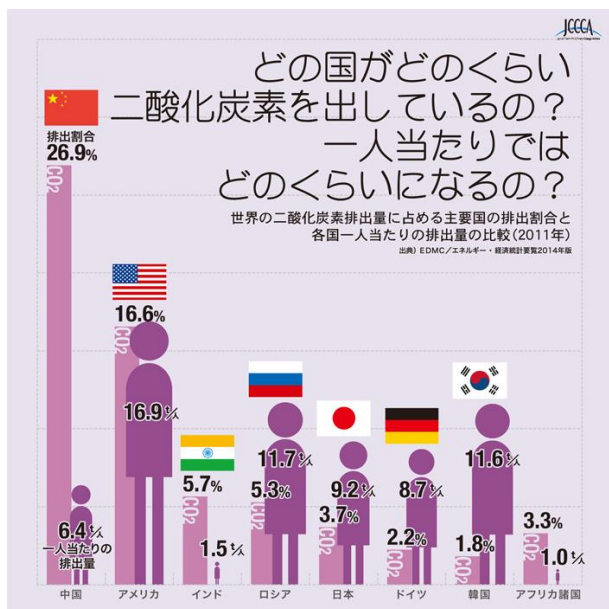


図 1.9 国別一人あたり CO₂ 排出量 (平成 23 年 (2011 年))

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より

2℃以内に抑えるための先進国の削減目標と途上国の削減行動などが COP 決定の中に位置付けられました（カンクン合意）。

その後、2011 年の COP17 では、京都議定書を 2013 年以降も継続すること（第二約束期間の設定に向けた合意）、また 2020 年には全ての国が参加する新たな枠組みをはじめめることを合意しました（ダーバン合意）。

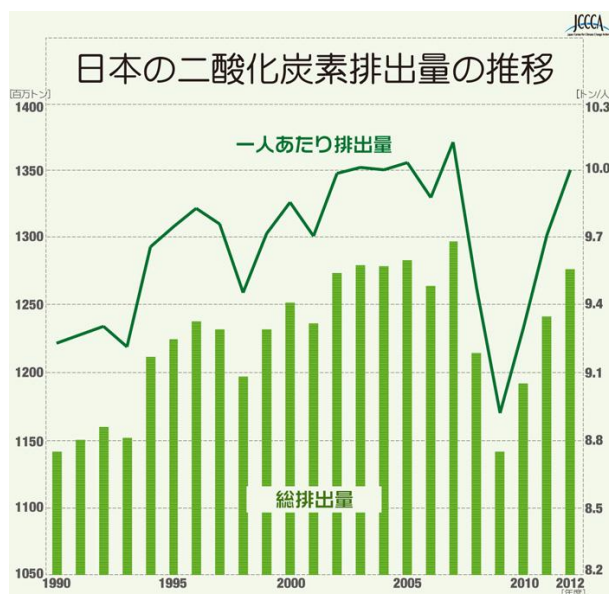


図 1.10 日本の二酸化炭素排出量の推移

出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より

◆ 日本における温室効果ガスの削減目標

日本における温室効果ガスの長期的な削減目標としては、世界で共有されている「気温上昇を2℃以内にとどめる」、「2050 年に世界の排出量を半減、先進国では80%削減」を踏まえ、第4次環境基本計画（平成 24 年4月 27 日閣議決定）において、「2050 年までに80%の温室効果ガスの排出削減をめざす」としています。

また、短期的な削減目標としては、わが国は京都議定書の延長には参加せず、2013 年以降は自主的な目標の下で温暖化対策を推進することとし、カンクン合意に基づき2020 年度までの排出削減目標を気候変動枠組条約事務局に登録しています。

なお、2020 年度までの自主的な削減目標について、我が国は当初 1990 年比25%削減を登録していましたが、東日本大震災以降のエネルギー情勢の変化等を踏まえ、目標値を 2005 年比 3.8%削減に変更して登録しています。この新目標は、原発による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後エネルギー政策及びエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、改めて確定的な目標を策定することとされています。

日本における温室効果ガスの削減目標

- 2050 年までに 80%削減（第4次環境基本計画）
- 2020 年度までに 2005 年比 3.8%削減
（原発による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標）

◆ 愛知県の動向

愛知県においては、1994 年(平成 6 年)3 月に、県レベルの地球温暖化対策の基本計画となる「あいちエコプラン 21 (愛知県地球温暖化対策推進計画)」が全国に先駆けて策定されました。

その後、「京都議定書」の採択、「大綱」の決定、「地球温暖化対策推進法」の施行等の国内外の動向を踏まえ、2000 年(平成 12 年)3 月に、法に基づき、県自らの事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減するため、「あいちアクションプラン(愛知県庁の環境保全のための行動計画)」が策定されるとともに、「あいちエコプラン 21」を見直し、地球温暖化対策の地域からの取組を一段と推進するため、「あいちエコプラン 2010 (愛知県地球温暖化対策地域推進計画)」が策定されました。

さらに、地球温暖化対策を取り巻く状況の変化に対応し、地方公共団体の責務に鑑み、地域の自然的社会的条件に応じて地球温暖化対策を一段と強化・推進するため、「あいちエコプラン 2010」が見直され、2005 年に新たな計画として「あいち地球温暖化防止戦略」が策定されました。

2011 年度には「あいち地球温暖化防止戦略」の目標年次を迎えたこと、また、本格的な低炭素社会の実現に向けた更なる取組が求められていることから、2020 年度を目標とする「あいち地球温暖化防止戦略 2020」(以下「戦略」という)が策定されました。

新しく策定された戦略では、2050 年頃に持続可能な低炭素社会を作ることとを長期的な目標とし、2020 年度の温室効果ガス排出量を 1990 年度比で 15%削減するという目標のものとなっています。

愛知県の地域特性を活かしつつ、「再生可能エネルギーと省エネ化によるゼロカーボンライフへの挑戦」、「産業・製品の低炭素化の推進」、「低炭素社会を支える都市・地域基盤づくり」、「低炭素化への意識行動変革の推進」という四つの骨太の取組方針が定められました。

1-3 豊川市における地球温暖化対策

豊川市では、持続可能な社会づくりと、市民の健康で文化的な生活を確保するために平成21年4月豊川市環境基本条例を施行しました。

さらにこの条例に基づき、低炭素社会・生物多様性・循環型社会を市民、事業者、行政が一体となって実現していくことをめざし、平成22年3月に豊川市環境基本計画「環境行動都市とよかわ～次世代に誇れるまちをつくろう～」を策定しました。豊川市環境基本計画の中で市域からの温室効果ガス削減量（家庭部門）の目標値を定め、重点施策として温室効果ガス削減のための様々な施策を推進してきました。

また、本市は環境行動を推進する市内の事業所の1つとして平成19年3月に「第2次豊川市公共施設環境率先行計画」（計画年度：19年度～23年度）を作成し、温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。そして音羽町、御津町、小坂井町との合併により、削減対象となる施設や事業が拡大したことから、平成23年2月に「豊川市役所地球温暖化対策実行計画〈豊川市公共施設環境率先行計画〉」を策定し、平成21年度を基準年度とし、目標年度（平成26年度）までに温室効果ガスの排出量を5%削減することをめざしています。

さらに市長マニフェスト工程計画（平成24年2月）の中でも、やすらぎやうるおいのある安全・安心なまちづくりのための施策として、

- ・太陽光発電の公共施設導入及び一般住宅用への補助拡充
- ・公共施設の省エネ化、緑のカーテン事業の推進

が掲げられています。豊川市は日照条件に恵まれていることから特に太陽光発電については普及が進んでいます。

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画策定の趣旨

「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」第20条第2項で、市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努めるものとしてされています。

地球温暖化による様々な影響が差し迫っている状況に鑑みて、豊川市においても、市域の市民活動や事業活動等に伴い発生する温室効果ガスを削減するため、「豊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「本計画」とする。）を策定するものとしします。

2-2 本計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定するものです。

また、本計画は、「豊川市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取り組みを推進するための計画として策定するものです。

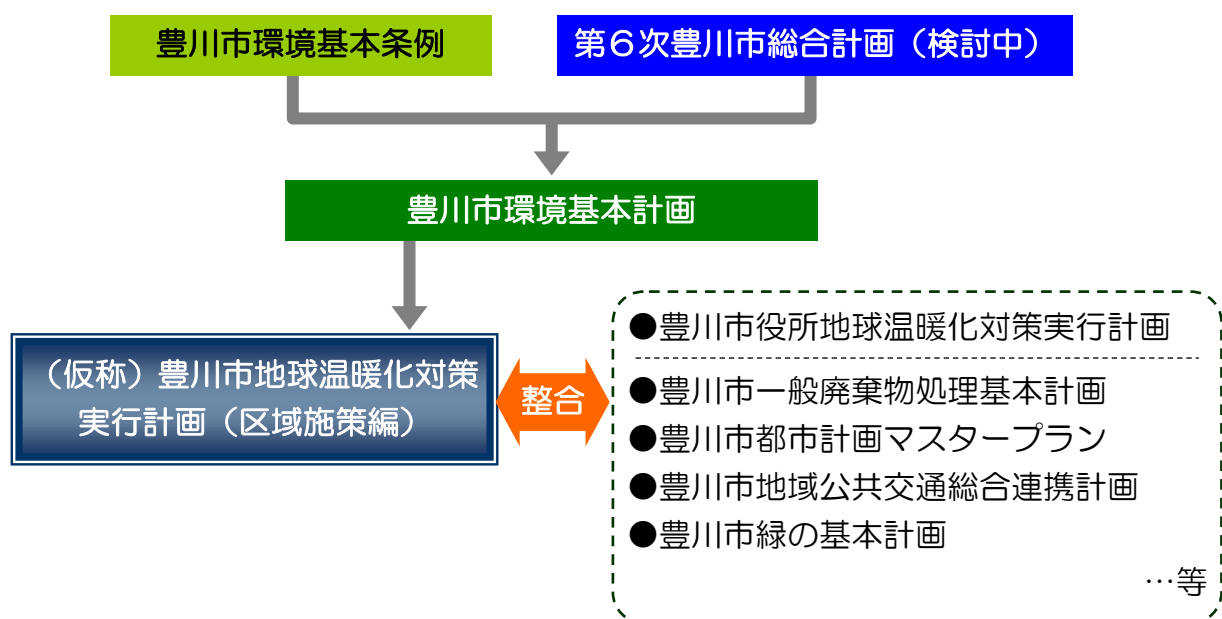


図 2.1 本計画の位置付け

2-3 計画期間

本計画の計画期間は、国における短期的な目標年を参考に、2015 年度（平成 27 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）の 6 年間とします。

なお、温室効果ガスの排出削減は、長期的な展望のもとで進められるべきものであるため、併せて中期目標年度を 2030 年度（平成 42 年度）、長期目標年度を 2050 年度（平成 62 年度）とします。

表 2.1 計画期間と目標年度

基準年度	本計画の目標年度		
	短期目標	中期目標	長期目標
2005 年度 （平成 17 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）	2030 年度 （平成 42 年度）	2050 年度 （平成 62 年度）

2-4 本計画の対象

2-4-1 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定された温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の6ガスとなっています。

計画の策定にあたっては、エネルギー起源 CO₂ 排出量のほか、行政が関与しうる範囲として廃棄物からの排出量を算定対象とすることが推奨されています。

このことから本市では、エネルギー起源及び廃棄物の焼却により発生する CO₂ 排出量を算定の対象とします。

表 2.2 地方公共団体の規模に応じた把握対象

ガス種	部門・分野	都道府県 政令市	中核市 特例市	その他の 市区町村
エネルギー起 源 CO ₂	産業（製造業、建設業、鉱業、農林水産業）	◎	◎	◎
	民生（家庭、業務）	◎	◎	◎
	運輸（自動車、鉄道、船舶）	◎	◎	◎
	運輸（航空）	◎	—	—
上記以外	工業プロセス	◎	◎	△
	廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）	◎	◎	◎
	農業	◎	◎	△
	代替フロン等3ガス	◎	△	△

出典「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」

2-4-2 対象とする分野

本計画では、産業部門（製造業、建設業、農林水産業）、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門（自動車、鉄道）及び廃棄物部門を対象とします。

表 2.3 豊川市において対象とする温室効果ガスと対象分野

対象とする温室効果ガス	対象分野
エネルギー起源 CO ₂	産業（製造業、建設業、農林水産業） 民生（家庭、業務） 運輸（自動車、鉄道）
廃棄物の焼却により発生する CO ₂	廃棄物（一般廃棄物）

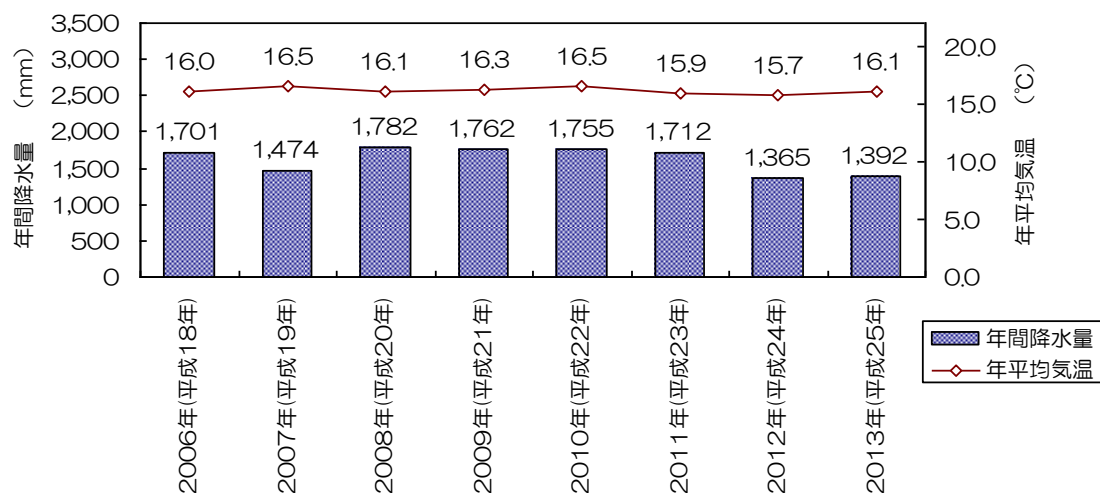
第3章 豊川市の地域特性

3-1 豊川市の特性

3-1-1 気候特性

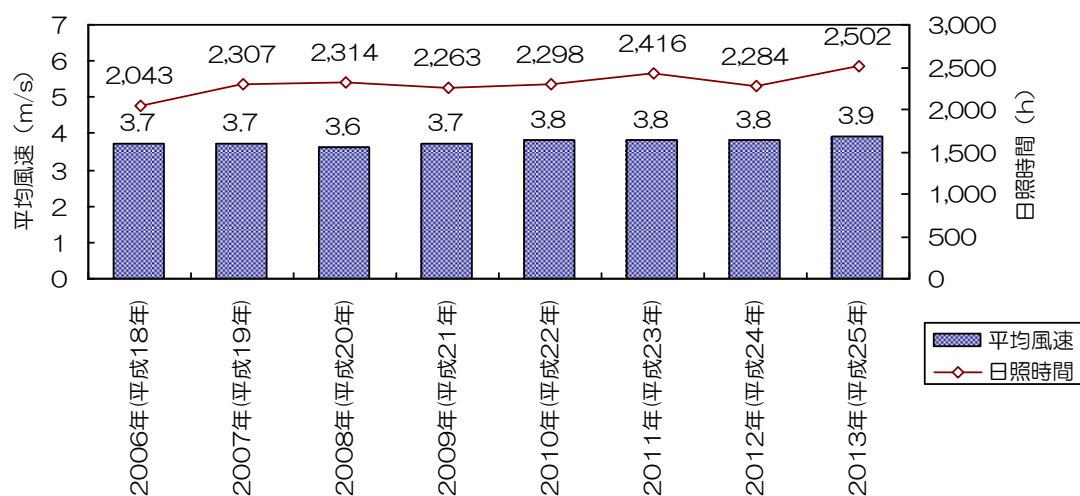
過去8年間の年平均気温は15.7度から16.5度の間で推移しており、全国的に見て温暖な気候となっています。また年間降水量は1,365mmから1,782mmの間で推移しており、全国的に見て平均的な降水量となっています。

また、日照時間、平均風速ともに全国平均を上回る傾向にあります。



出典：気象庁（アメダス豊橋）

図 3.1 気温と降水量の推移



出典：気象庁（アメダス豊橋）

図 3.2 日照時間と平均風速の推移

3-1-2 人口特性

豊川市の人口は増加傾向が続いていますが、2005年（平成17年）意向はほぼ横ばいとなっています。一方、世帯数は継続して増加しており、世帯あたり人員は減少を続けています。

年齢別人口を見ると、14歳未満の年少人口の占める割合が全国平均よりも比較的高く、少子高齢化の状況は見られるものの、その進行はやや緩やかとなっています。

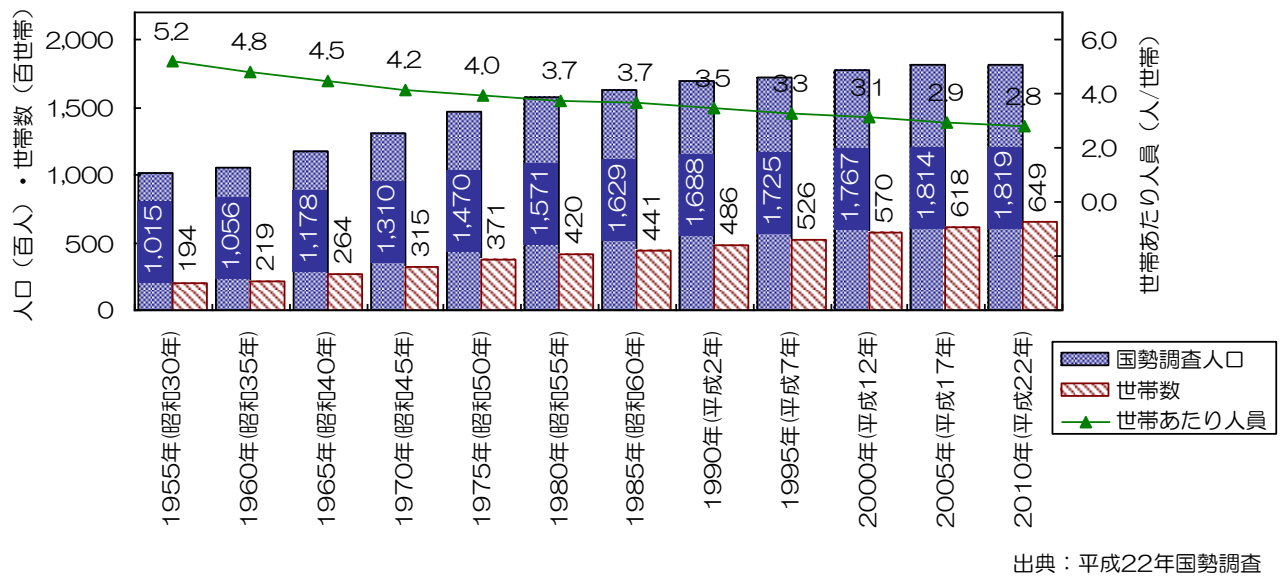


図 3.3 豊川市の人口・世帯数・世帯あたり人員の推移

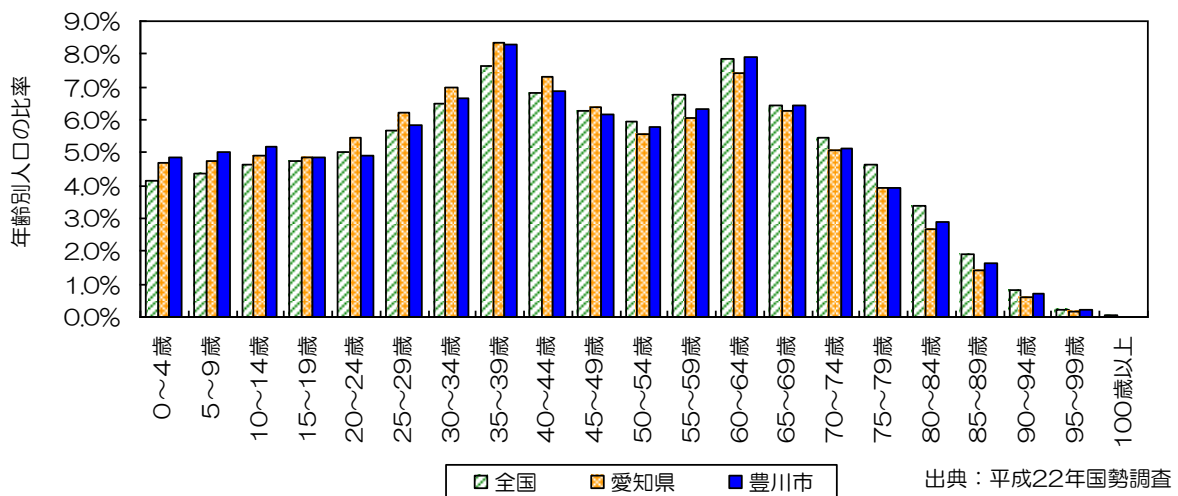


図 3.4 年齢階層別人口の比較

3-1-3 土地利用特性

豊川市の面積約 161 平方キロメートルのうち、森林・原野が約 37%と最も多く、ついで畑が約 12%となっています。過去 5 年間の土地利用の推移を見ると、あまり大きな変化は見られません。

また、市域の約 22%が市街化区域に指定されており、そのうち約 6 割が住居系用途地域、約 3 割が工業系用途地域、約 1 割が商業系用途地域に指定されています。

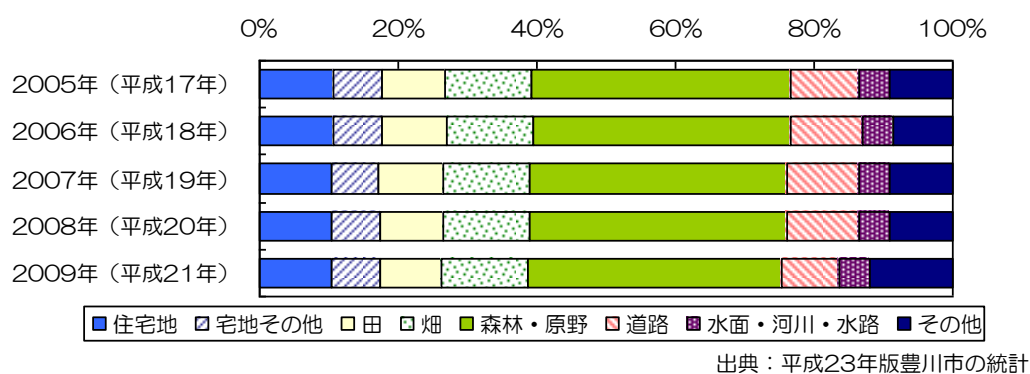


図 3.5 地目別土地利用面積

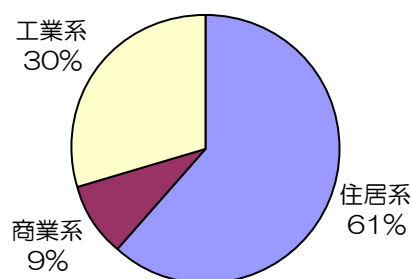


図 3.6 都市計画用途地域別面積

3-1-4 産業特性

産業別の従業者数を見ると、豊川市では製造業の占める割合が32%（平成21年）と高く、ついで卸売・小売業（17%）などとなっています。

また、平成18年と平成21年を比較すると、特に製造業において大きな減少が見られる一方、運輸業、飲食・宿泊、医療・福祉等で増加数が大きくなっています。

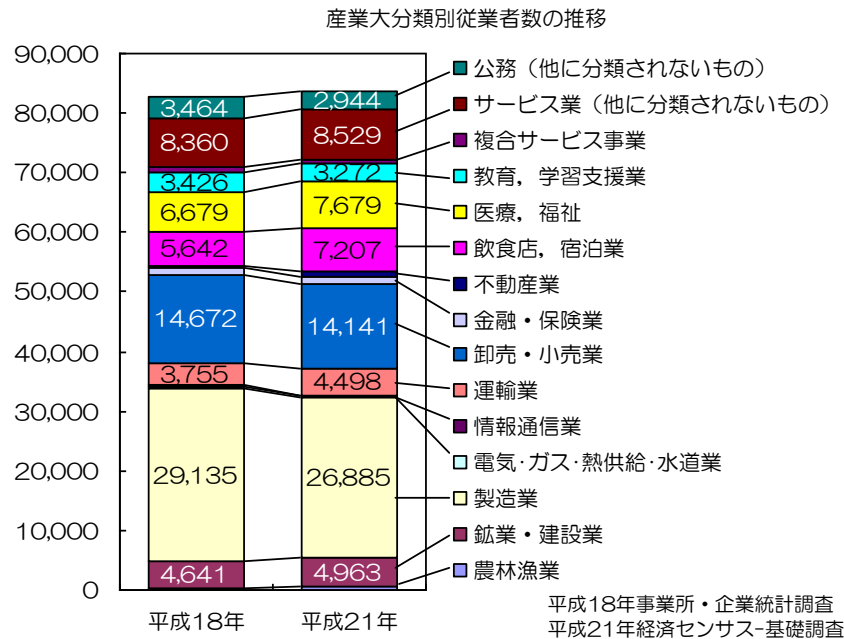


図 3.7 産業大分類別従業者数の推移

製造業について製造品出荷額を見ると、2008年（平成20年）の世界的金融危機以降顕著な落ち込みが見られますが、平成24年には前年を上回る傾向が見られます。

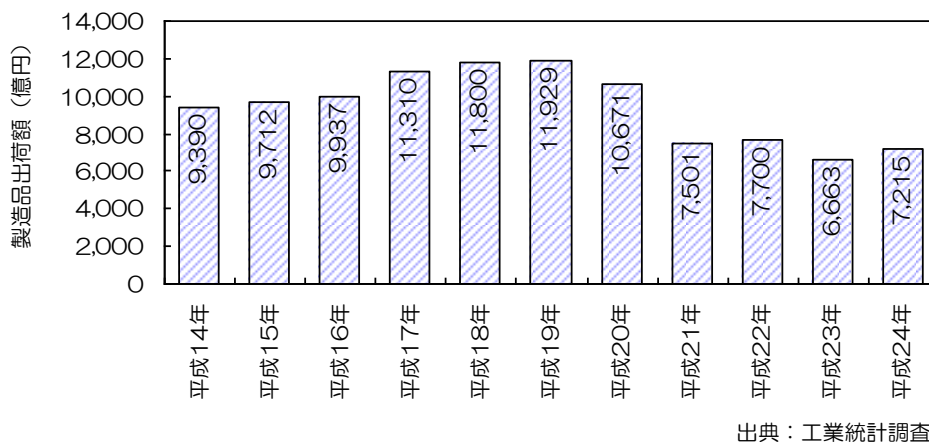


図 3.8 製造品出荷額の推移

3-1-5 住宅特性

豊川市は住宅のうち一戸建が70%以上を占めています。住宅の構造は木造が多く、これらの中には1980年（昭和55年）以前に建てられたものも多く含まれており、今後住宅の建替などが進むと考えられます。

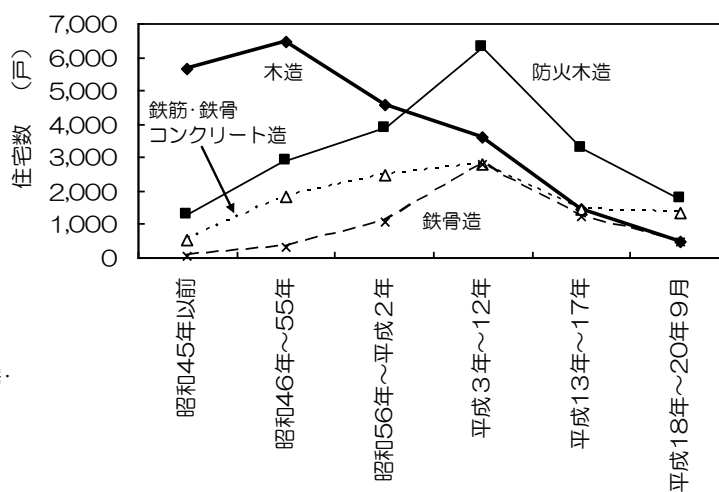
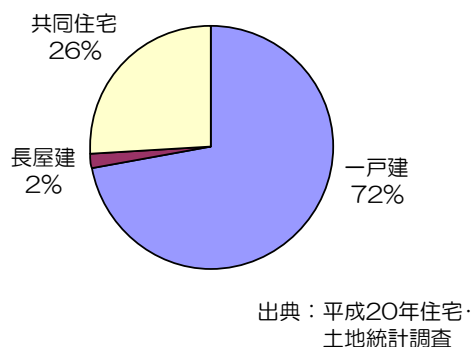


図 3.9 豊川市の住宅数

図 3.10 構造別・建築の時期別住宅数

また、豊川市では、一戸建住宅が多く日照条件も良いことなどから、太陽熱温水器や太陽光発電など省エネルギー設備の普及が進んでいます。

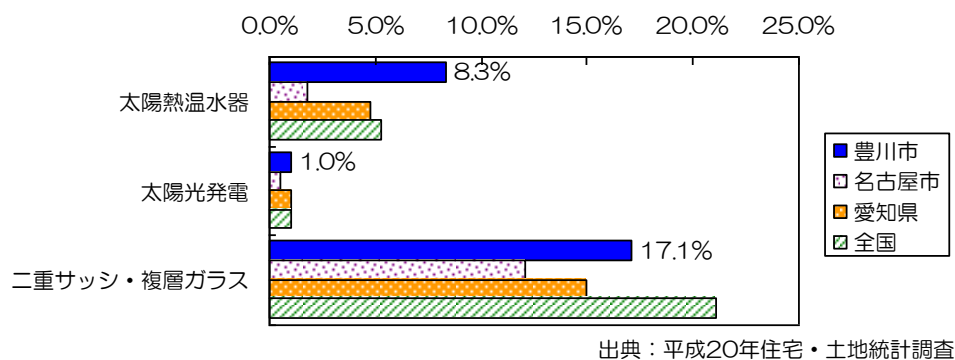
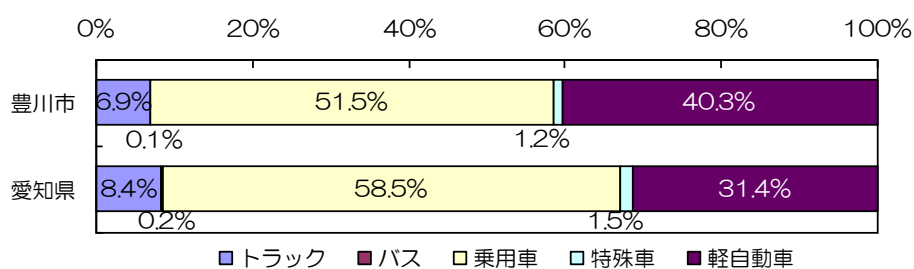


図 3.11 省エネルギー設備等設置住宅数の割合

3-1-6 交通特性

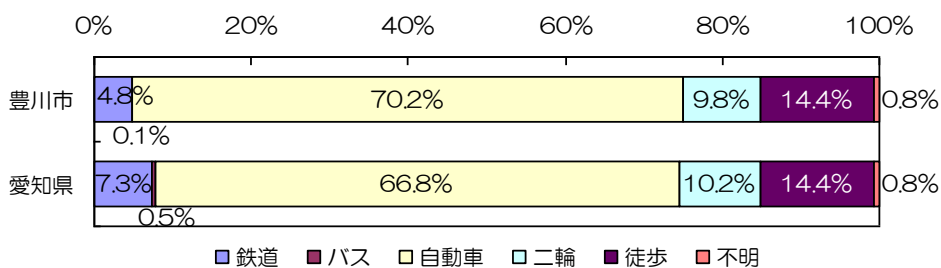
豊川市内の自動車保有車両数は約 12 万台で、人口 1 人あたりの保有台数は 0.68 (台/人) となっており、県平均を上回っています。

また、移動手段に占める自動車の割合は 70%を超える一方、鉄道は 5%に満たず、自動車の利用が非常に多い特徴があります。



出典：市区町村別自動車保有車両数 平成25年3月末現在
軽自動車税の課税状況（平成25年4月1日現在）

図 3.12 自動車保有台数の車種別構成比



出典：第5回中京都市圏パーソントリップ実態調査結果

図 3.13 豊川市の代表交通手段別構成比

市内の主な鉄道駅の利用者数はほぼ横ばいで、1日あたり約1万5千人となっています。駅別では名鉄国府駅、豊川稲荷駅及びJR豊川駅の3駅で市内の駅利用者数の約3分の2を占めています。

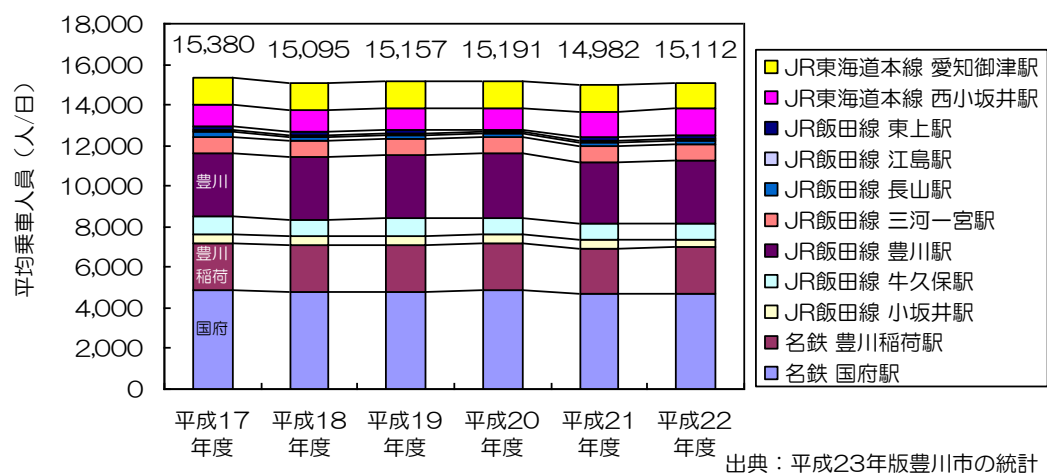
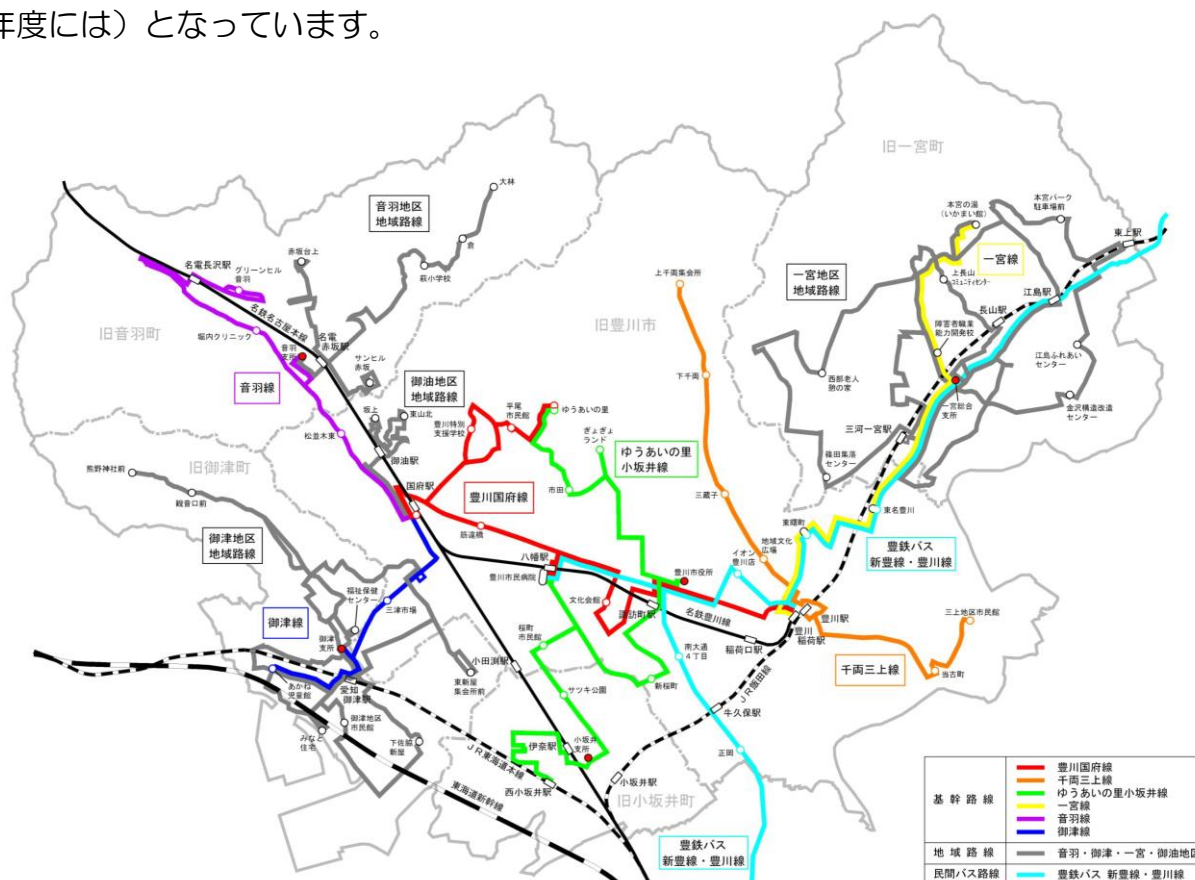


図 3.14 鉄道利用者数の推移

路線バスは市内で2路線が運行されており、いずれも豊橋駅を起点としています。また、コミュニティバスは2011年（平成23年）に運行を開始し、現在10路線が運行されています。コミュニティバスの利用者数は約7万7千人/年（平成25年度には）となっています。



3-1-7 廃棄物特性

豊川市の廃棄物（ごみ）の量は 2007 年度（平成 19 年度）以降減少傾向にあり、平成 21 年度は総量で約 7 万 3 千トン/年、市民一人あたりでは約 1,100 g/人・日となっています。

廃棄物のうち、豊川市において資源として収集されているものは、紙類、びん類、古着、ペットボトル、白色トレイ、金属・カン類の 6 種類で、廃棄物全体の約 15～17%を占めています。

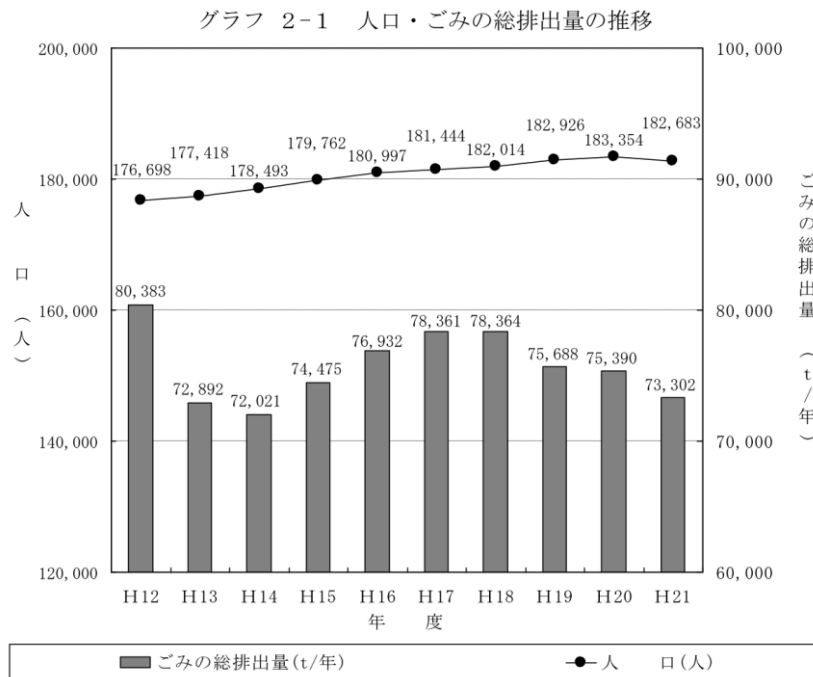


図 3.16 人口・ごみの総排出量の推移

豊川市では、豊川市環境基本計画（平成 22 年 3 月）において、平成 31 年度までにごみ排出量を市民一人あたり 1,000 g/人・日以下、資源収集量を市民一人あたり 350 g/人・日以上を定めています。そのため、2011 年（平成 23 年）に策定した豊川市一般廃棄物処理基本計画では、現在の資源収集品目を拡大し、新たに草木類と容器包装プラスチック類の資源化を計画しています。

3-2 アンケート調査結果

地球温暖化対策に関する市民・事業者の意識や取り組み状況等を把握するために、アンケート調査を実施しました。

3-2-1 アンケート調査の概要

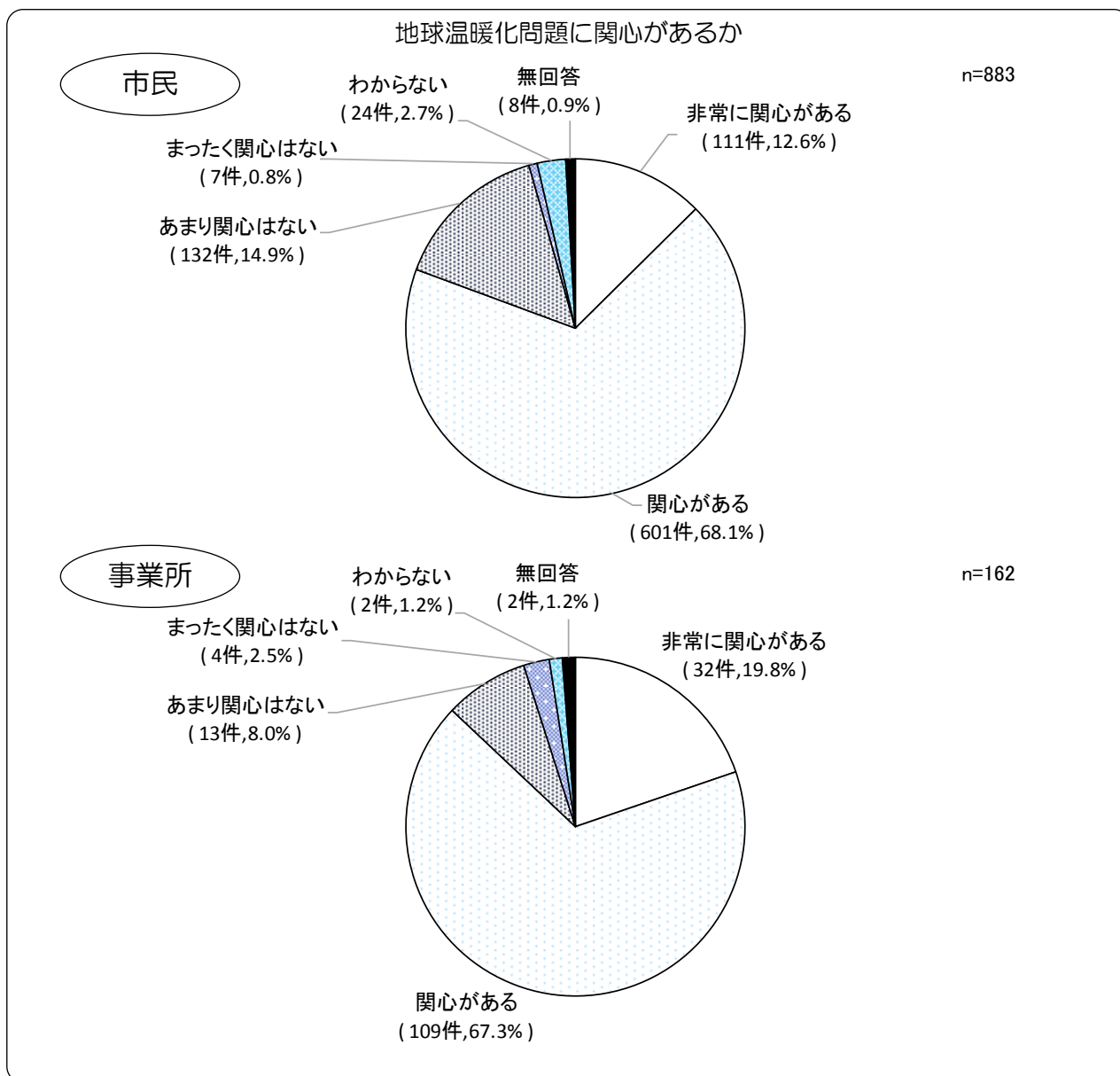
表 3.1 アンケート調査概要

調査対象	市民アンケート	豊川市に居住する 20 歳以上の市民 2,000 人 (住民基本台帳より無作為抽出)
	事業者アンケート	豊川市内に事業所を置く事業者 300 社
調査時期		平成 26 年 8 月～平成 26 年 9 月
調査項目	市民	・地球温暖化問題に対する問題意識について ・温暖化対策への取組状況・取り組む際の問題点について ・市が取り組むべき施策について ・環境に関する情報を得る手段について ・現在の機器等の使用状況、将来の機器等の導入意向について
	事業者	・地球温暖化問題に対する問題意識・目標設定等について ・温暖化対策への取組状況・取り組む際の問題点等について ・市が取り組むべき施策について ・環境に関する情報を得る手段について
回収数・回収率		市民アンケート回収数：883 人（回収率：44.2%） 事業者アンケート回収数：162 事業所（回収率：54.0%）

3-2-2 アンケート調査結果

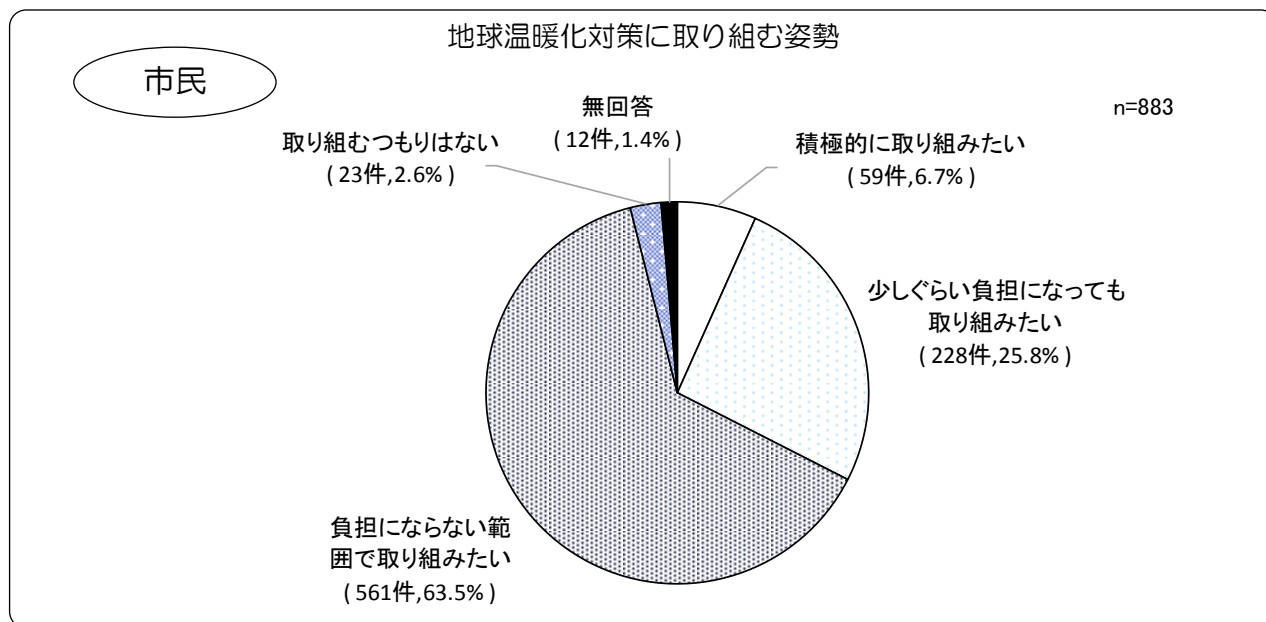
1) 地球温暖化問題に対する問題意識について

地球温暖化問題への関心は全般的に高く、市民の 81%、事業所の 87%が関心を持っていると回答しています。

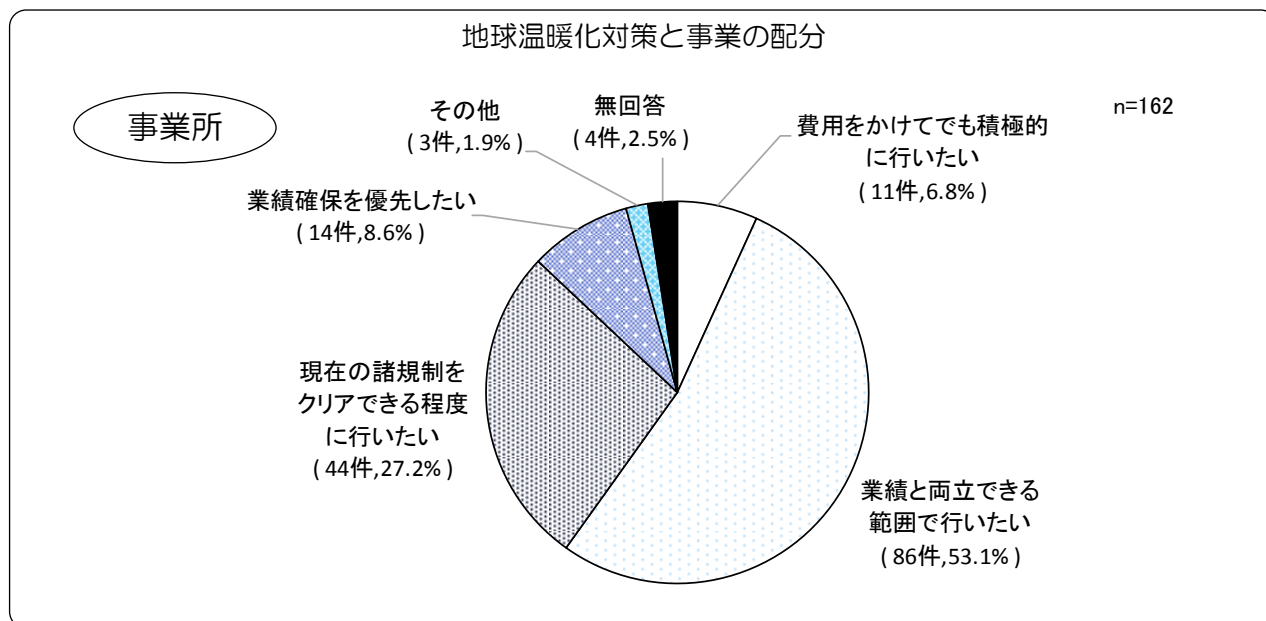


地球温暖化対策の取組への考えとして、64%の市民は「負担にならない範囲で取り組みたい」と考えています。

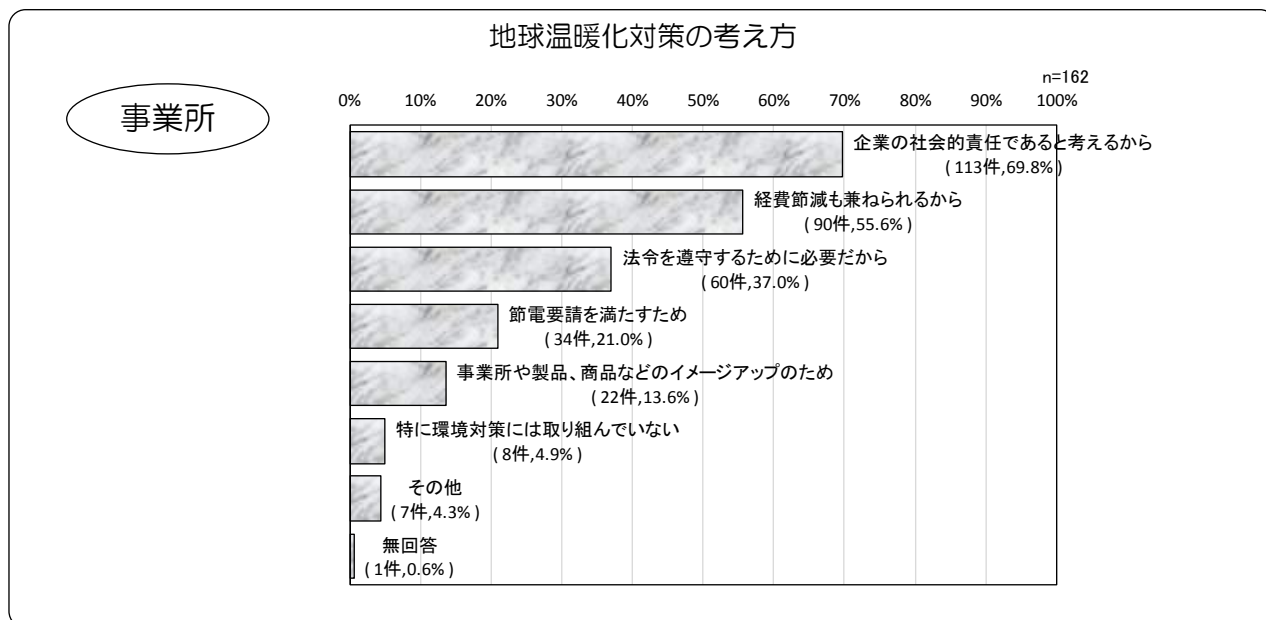
一方、「積極的に取り組みたい」、「少しぐらい負担になっても取り組みたい」など、より前向きな意識を持っている市民は 33%となっています。



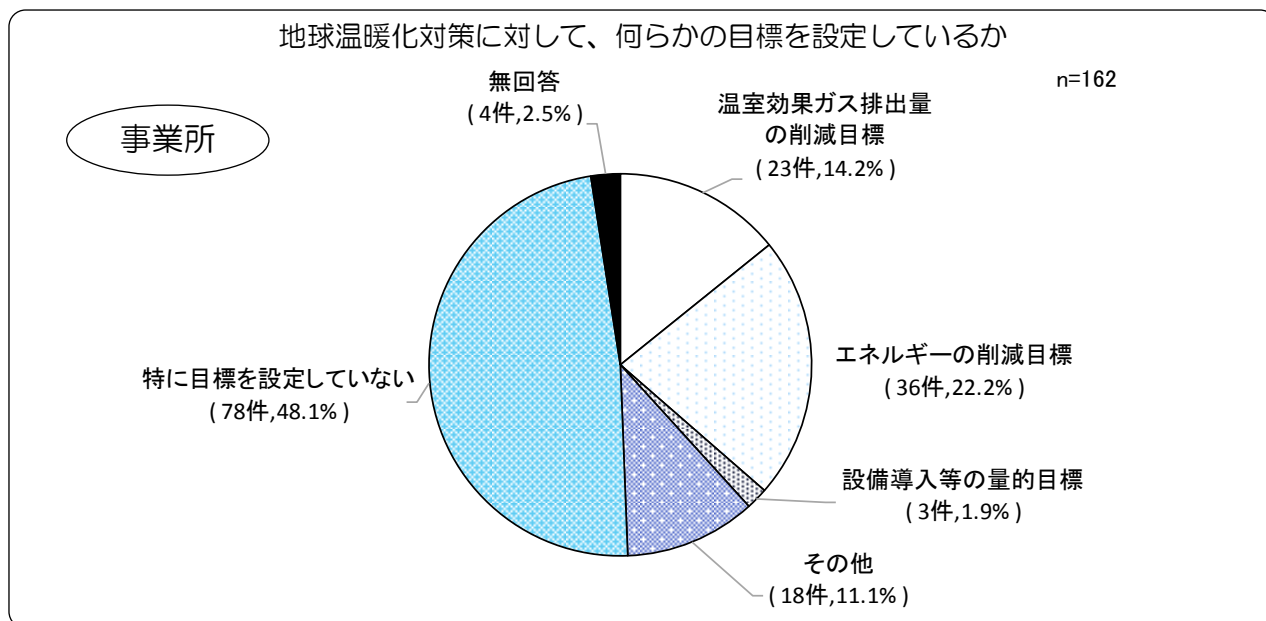
また、事業所では、53%が「業績と両立できる範囲で行いたい」としており、「費用をかけてでも積極的に行いたい」とする積極的な事業所は 7%となっています。



事業所における地球温暖化対策の考え方としては、「企業の社会的責任であると考えから」が70%と最も多くなっていますが、「経費節減も兼ねられるから」として対策に伴う実益を考慮している事業所も56%を占めています。



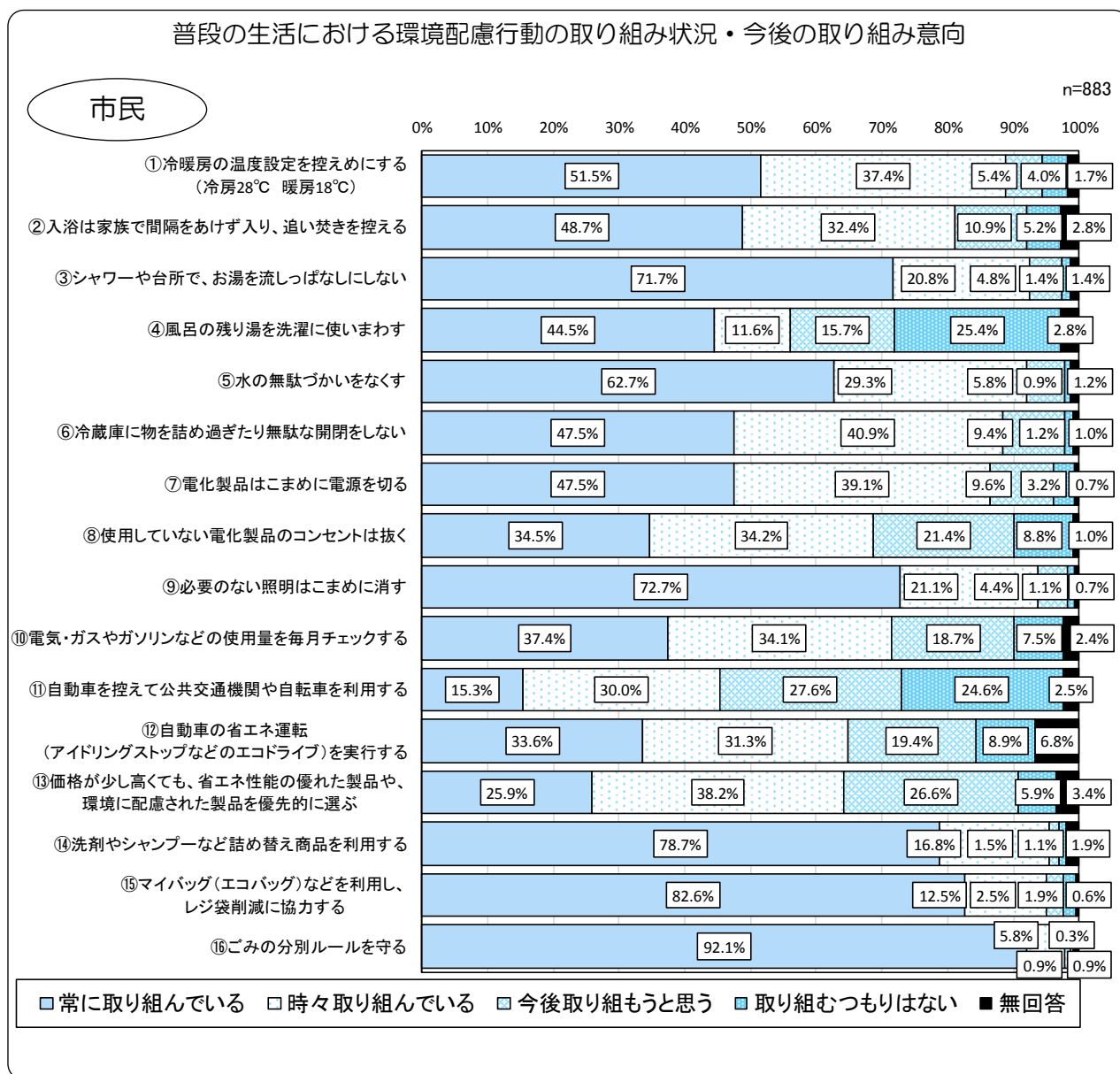
地球温暖化対策に対して、何らかの目標を設定している事業所は約半数あり、「エネルギーの削減目標」が最も多く全体の22%、ついで「温室効果ガス排出量の削減目標」が14%となっています。



2) 温暖化対策への取組状況・取り組む際の問題点について

多くの市民が取り組んでいる項目として、「⑯ごみの分別ルールを守る」、「⑭洗剤やシャンプーなど詰め替え商品を利用する」、「⑮マイバッグ（エコバッグ）などを利用し、レジ袋削減に協力する」、「⑨必要のない照明はこまめに消す」、「③シャワーや台所で、お湯を流しっぱなしにしない」、「⑤水の無駄づかいをなくす」などがあり、9割以上が実践しています。

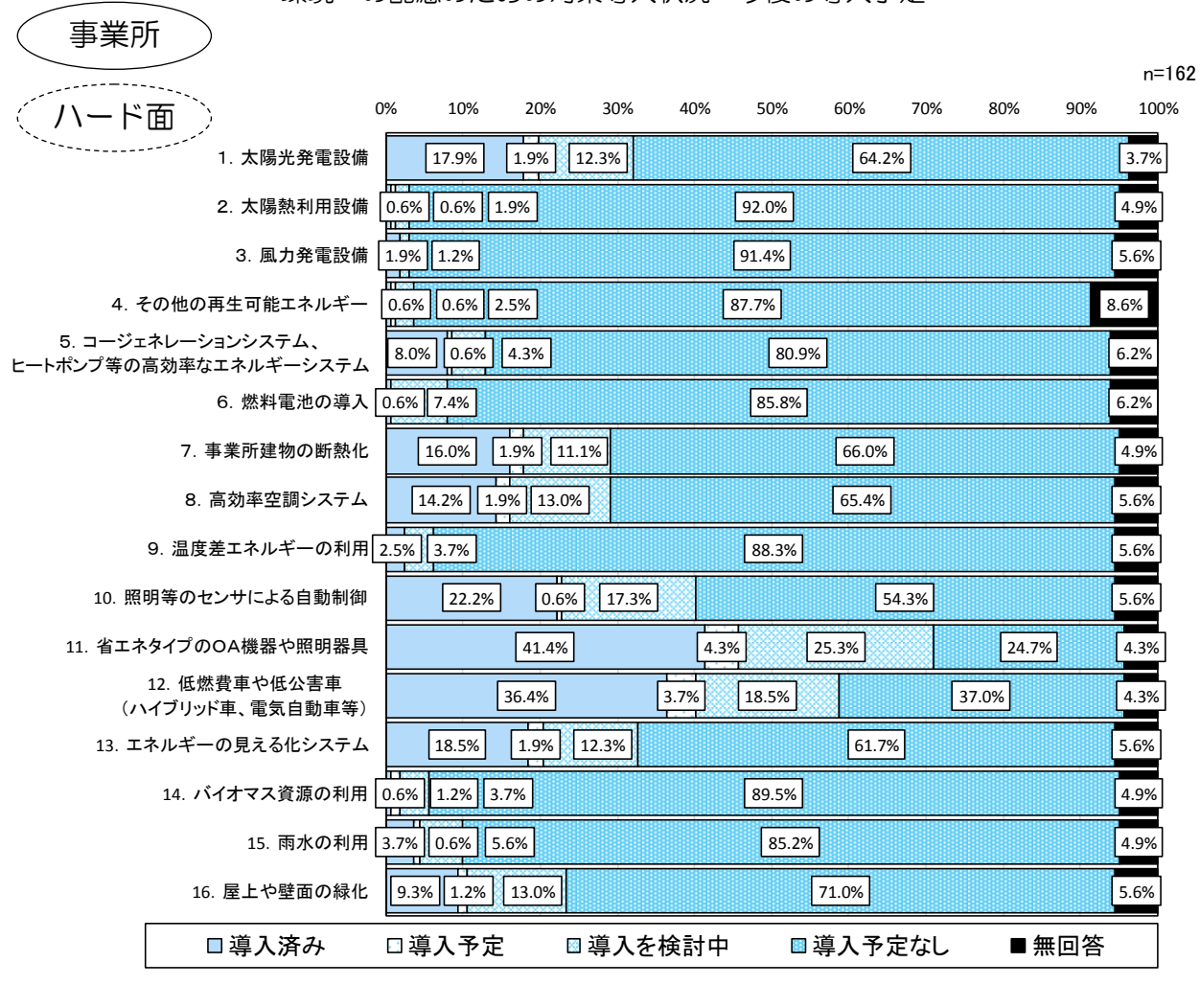
一方、今後取り組もうと思う項目としては、「⑪自動車を控えて公共交通機関や自転車を利用する」、「⑬価格が少し高くても、省エネ性能の優れた製品や、環境に配慮された製品を優先的に選ぶ」、「⑧使用していない電化製品のコンセントは抜く」などが多くなっています。



事業所の多くで導入されているものとして、「⑪省エネタイプのOA機器や照明器具」、「⑫低燃費車や低公害車（ハイブリッド車、電気自動車等）」などがあり、4割以上で導入が進んでいます。また、これらの機器等を今後導入したいとする事業所も多く見られ、さらに普及が進むと考えられます。

一方、太陽光発電を除く再生可能エネルギーについては導入意向が低くなっています。

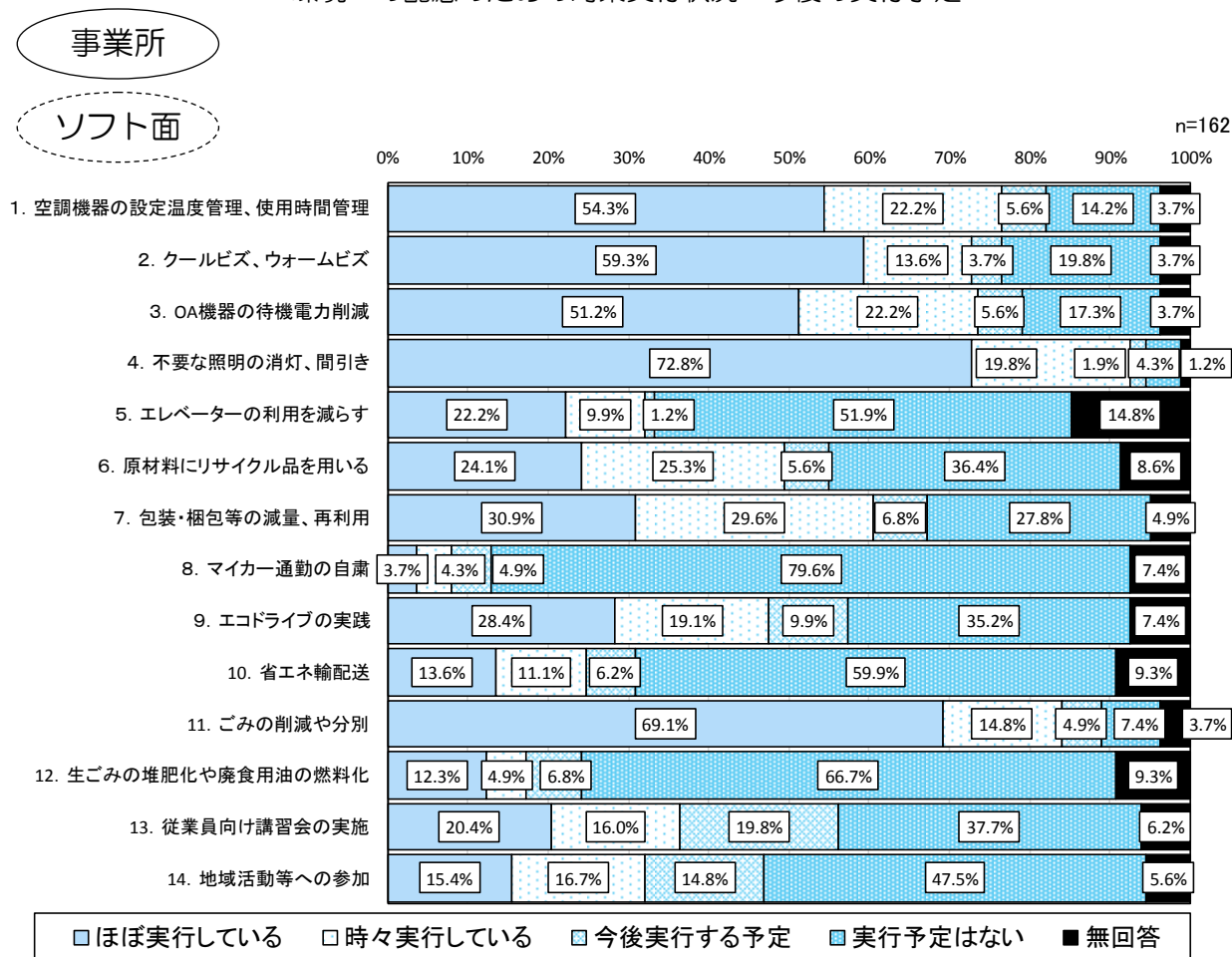
環境への配慮のための対策導入状況・今後の導入予定



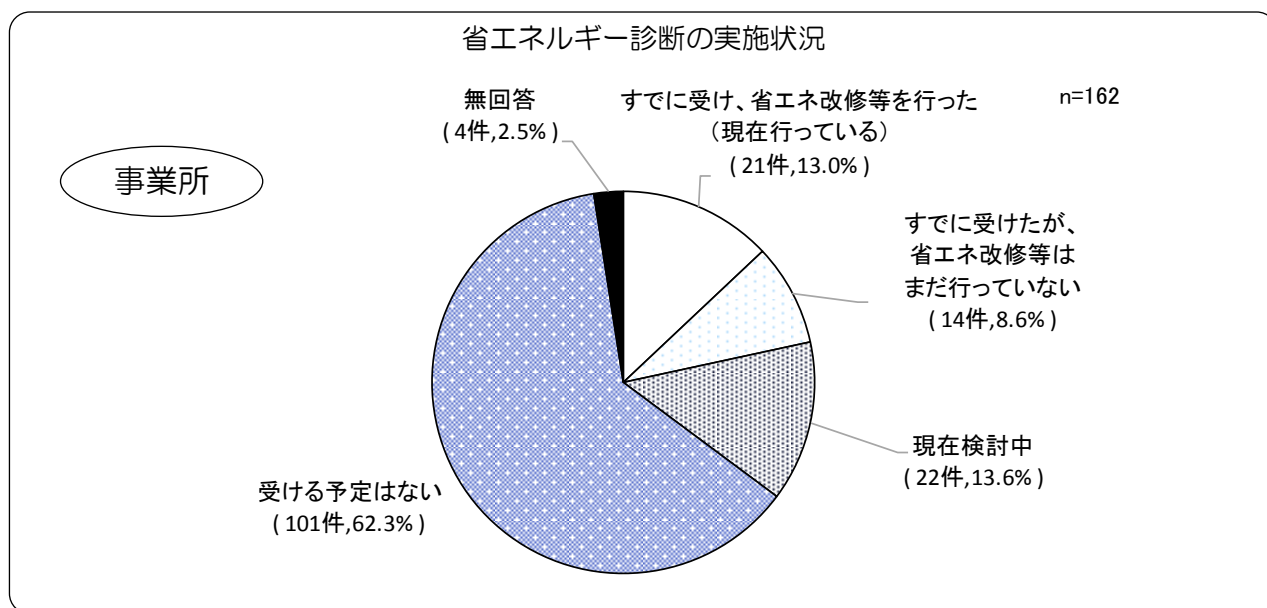
事業所におけるソフト対策として多く取り組まれているのが、「④不要な照明の消灯、間引き」、「⑪ごみの削減や分別」「①空調機器の設定温度管理、使用時間管理」、「③OA 機器の待機電力削減」、「②クールビズ、ウォームビズ」などであり、7割以上が実践しています。

一方取り組みの意向が低いものでは、「⑧マイカー通勤の自粛」、「⑫生ごみの堆肥化や廃食用油の燃料化」、「⑩省エネ輸配送」、「⑤エレベーターの利用を減らす」などがあります。

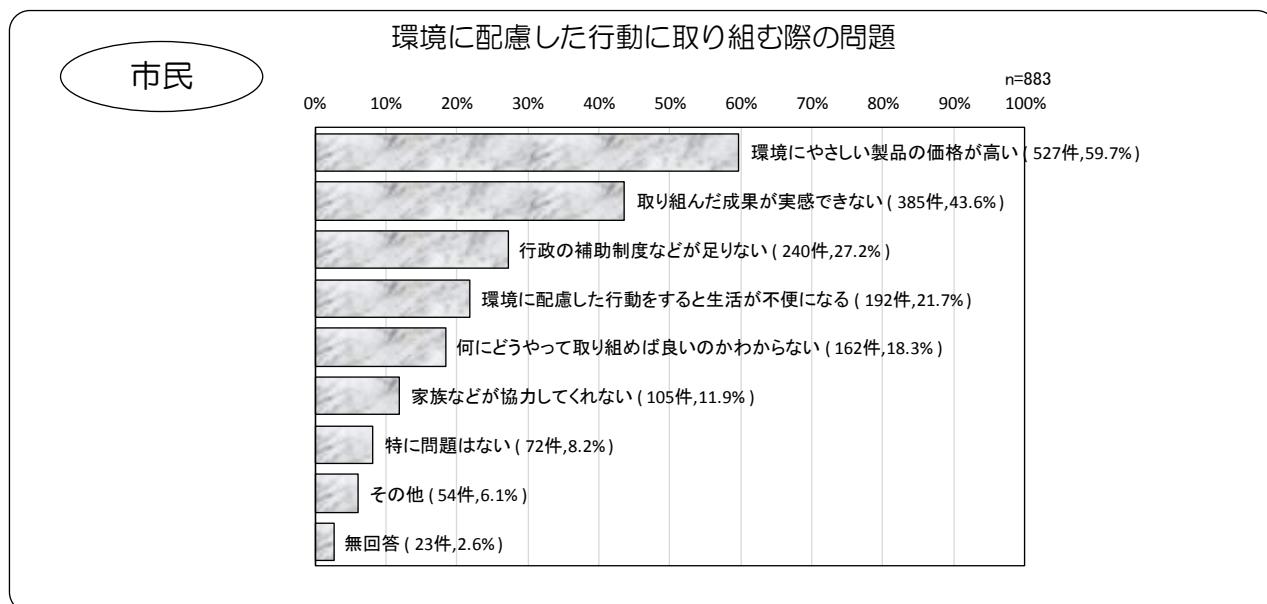
環境への配慮のための対策実行状況・今後の実行予定



事業所の 22%で省エネルギー診断を受けており、14%が診断を検討しています。
実際に省エネ改修を行った事業所は 13%となっています。

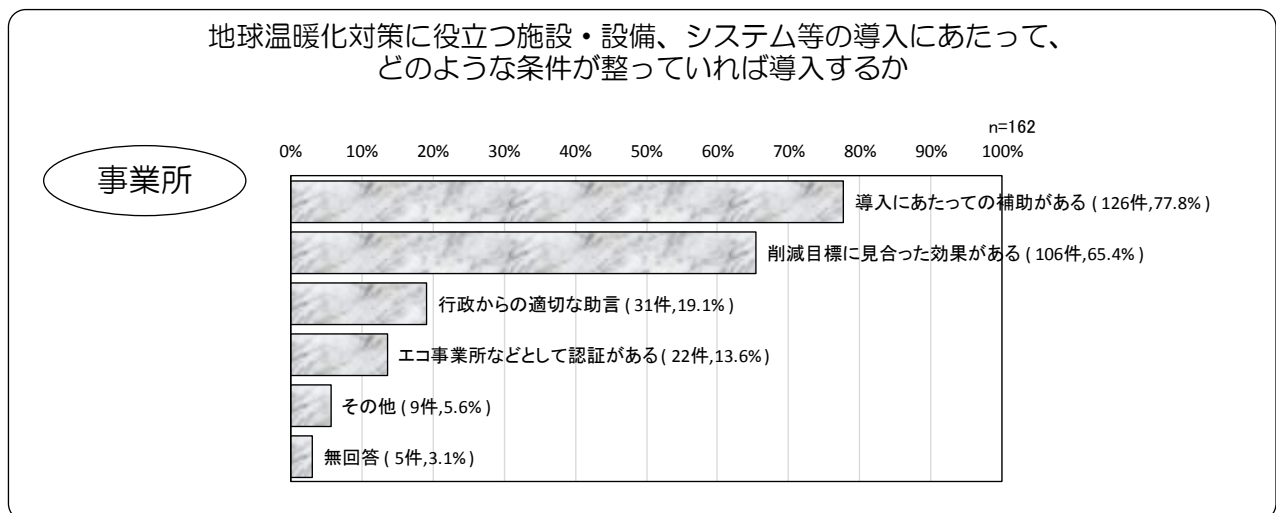
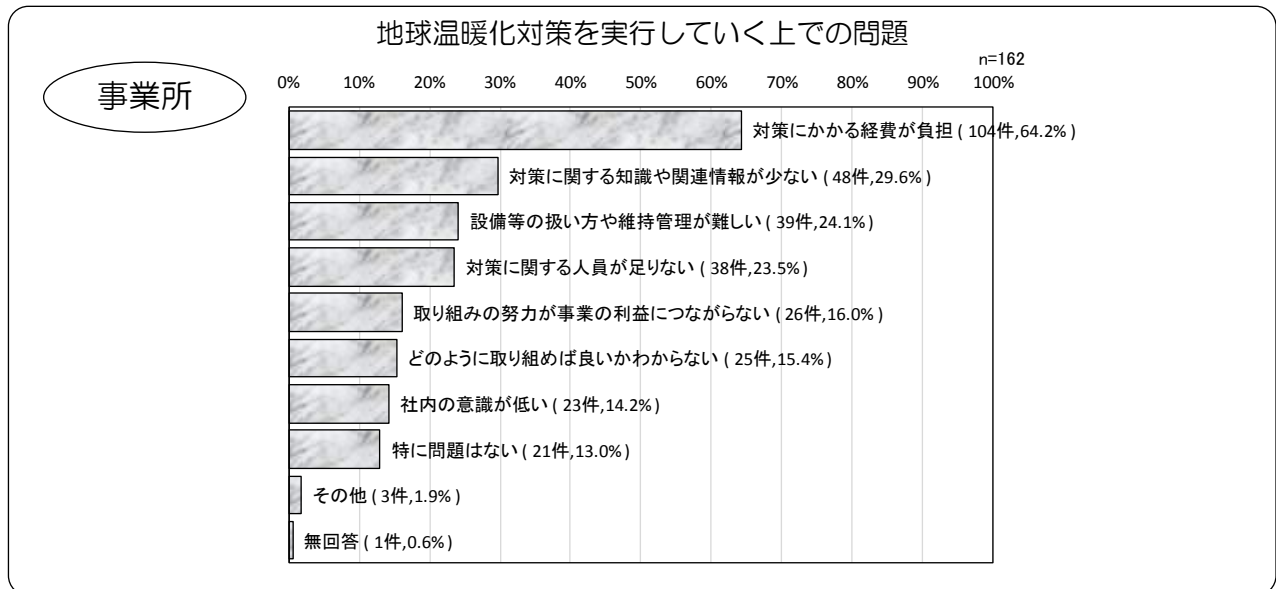


環境に配慮した行動に取り組む際の問題として、市民では「環境にやさしい製品の 価格が高い」が最も多く 60%、ついで「取り組んだ成果が実感できない」が 44% となっています。



また、事業所においても「対策にかかる経費が負担」が64%と最も多く、費用面での抵抗感が大きい傾向が見られます。

事業所が地球温暖化対策に役立つ施設・設備、システム等を導入する際の条件としては、「導入にあたっての補助がある」が最も多く78%、ついで「削減目標に見合った効果がある」が65%となっています。

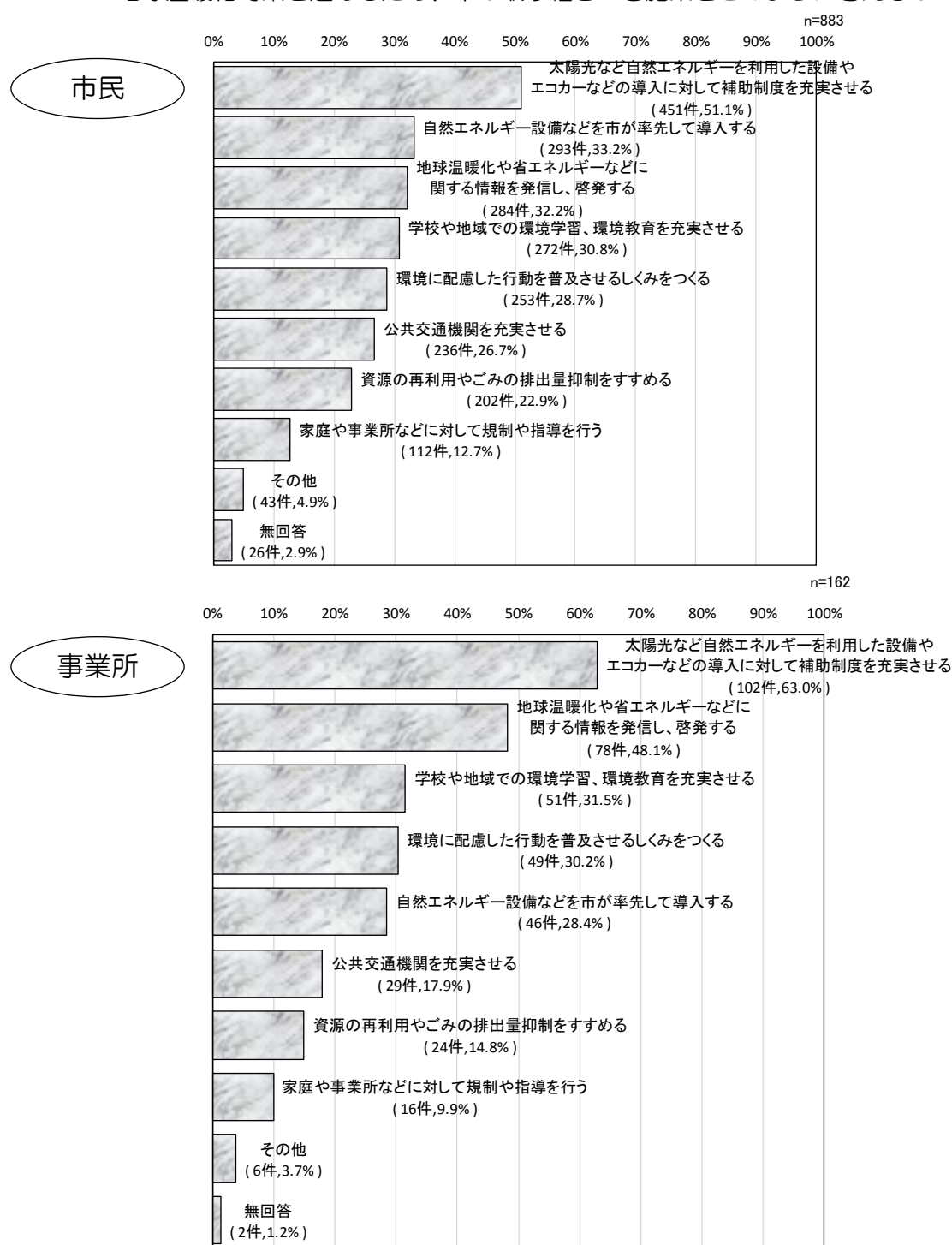


3) 市が取り組むべき施策について

地球温暖化対策を進めるため、市が取り組むべき施策として、市民、事業所ともに「太陽光など自然エネルギーを利用した設備やエコカーなどの導入に対して補助制度を充実させる」が最も多くなっています。

また、啓発や環境教育の充実、自然エネルギー設備などの率先導入などを重視しています。

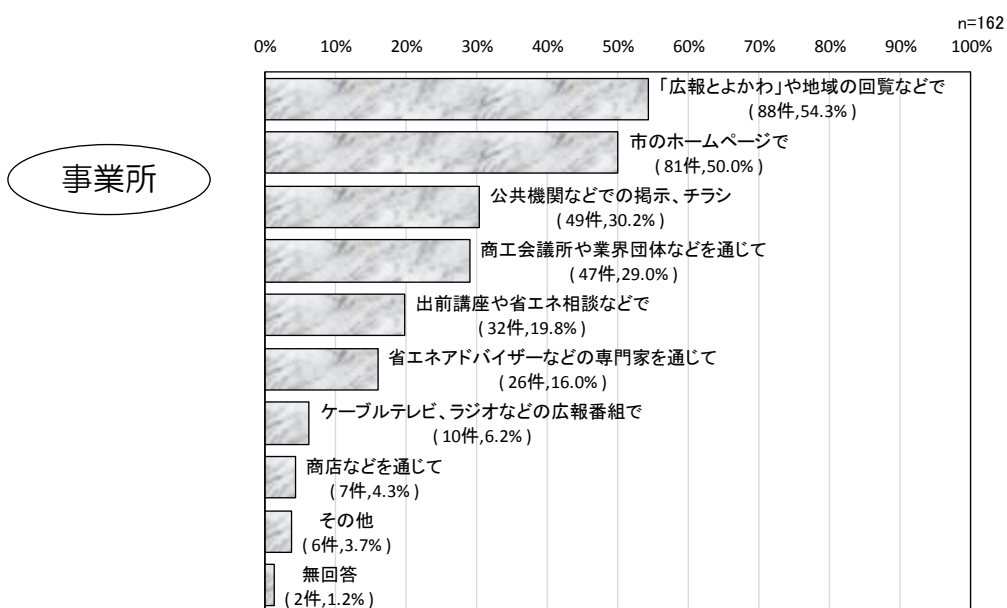
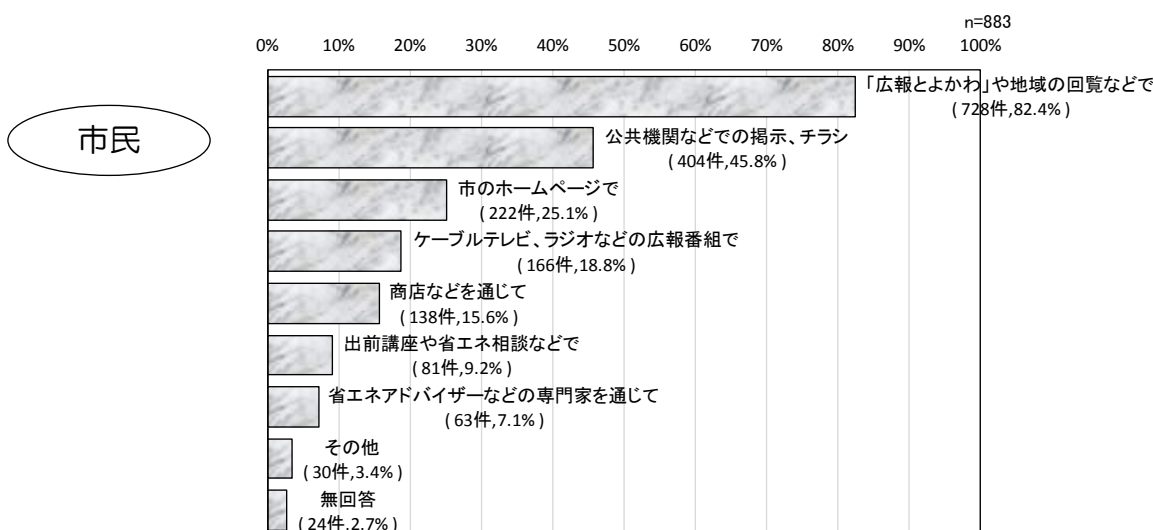
地球温暖化対策を進めるため、市が取り組むべき施策をどのように考えるか



4) 環境に関する情報を得る手段について

環境に関する情報の取得方法は、市民、事業所ともに「「広報とよかわ」や地域の回覧などで」が最も多く、ついで「公共機関などでの掲示、チラシ」、「市のホームページで」などとなっています。

市から発信される温暖化対策や省エネルギー等の情報について、どのような手段で得たいか

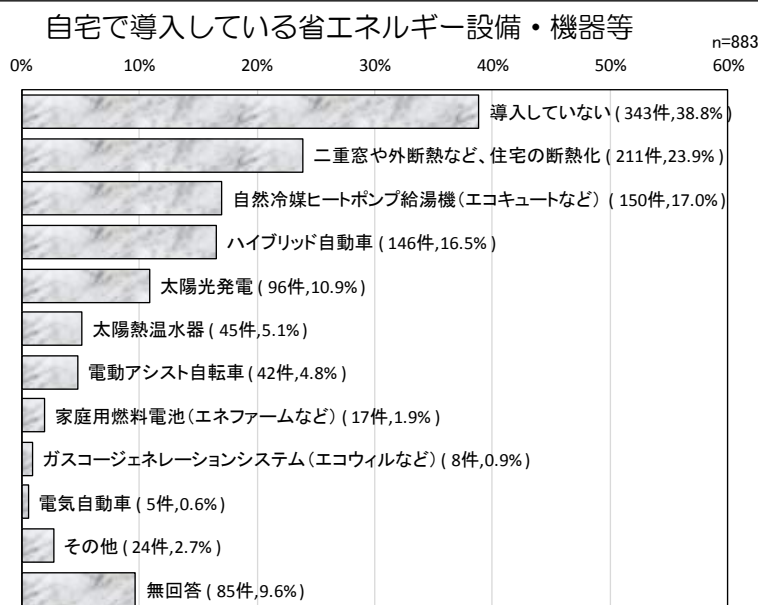


5) 現在の機器等の使用状況、将来の機器等の導入意向について

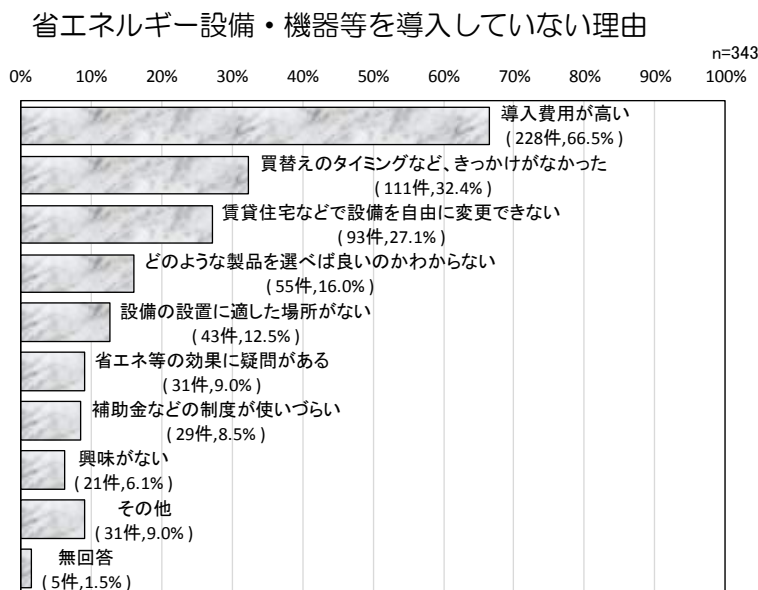
市民が自宅で導入している省エネルギー設備・機器等について、「二重窓や外断熱など、住宅の断熱化」が24%と最も多く、ついで「自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュートなど）」、「ハイブリッド自動車」がそれぞれ約17%となっています。

省エネルギー設備・機器等を導入していない理由として、「導入費用が高い」が67%と最も多く、ついで「買替えのタイミングなど、きっかけがなかった」32%、「賃貸住宅などで設備を自由に変更できない」27%などとなっています。

市民

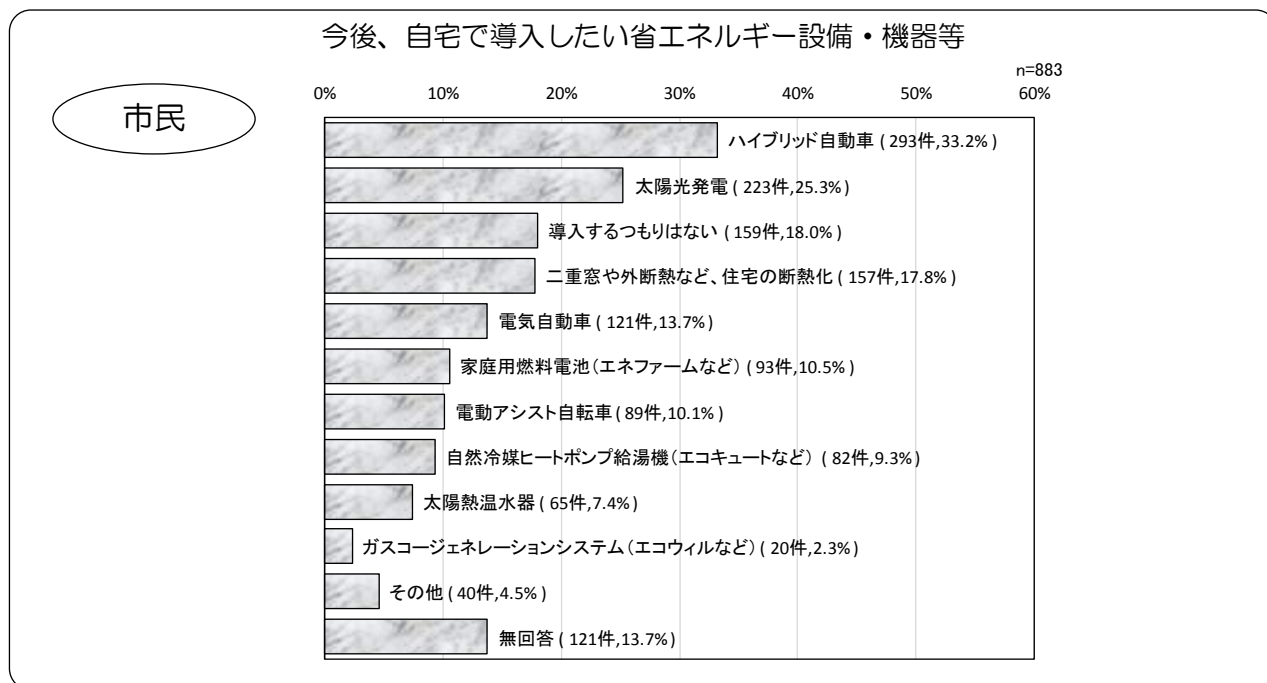


市民



※問12で11.「導入していない」を選択した回答者のみ集計対象とした。

また、今後、市民が自宅で導入したい省エネルギー設備・機器等について、「ハイブリッド自動車」が33%と最も多く、ついで「太陽光発電」25%、「二重窓や外断熱など、住宅の断熱化」18%などとなっています。



第4章 豊川市における温室効果ガス排出量の現況

4-1 豊川市における温室効果ガス排出量

豊川市における二酸化炭素排出量の推計結果を表 4.1 及び図 4.1 に示します。

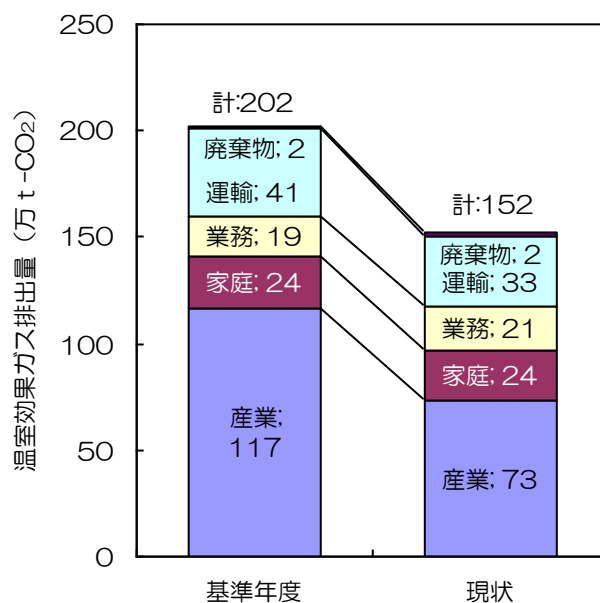
基準年度と現状を比較すると、産業部門で4割程度減少しており、これが豊川市全体の排出量の減少に大きく影響しています。

また、自動車からの排出量については、トラックの減少、自家用車の小型化などにより約2割減少しています。

一方、民生業務部門では1割近く増加しています。

表 4.1 豊川市における二酸化炭素排出量

		基準年度 (2005 年度)	現状 (2012 年度)	増減
産業部門	製造業	1,109,068	671,843	-39%
	建設業・鉱業	23,017	20,690	-10%
	農林水産業	34,979	39,541	+13%
民生家庭部門		241,768	239,203	-1%
民生業務部門		192,722	205,864	+7%
運輸部門	自動車	377,479	294,834	-22%
	鉄道	28,505	30,802	+8%
廃棄物部門		16,354	17,833	+9%
計		2,023,892	1,520,610	-25%



※グラフ中の数字は、四捨五入のため合計値が合わないことがあります。

図 4.1 豊川市における二酸化炭素排出量

4-2 排出要因

4-2-1 部門別排出状況

豊川市では、CO₂ 排出量のうち産業部門の占める割合が約半分を占め、全国平均（約36%）と比較すると、産業部門の影響が大きい特徴があります。

ついで運輸部門が多く、自動車の寄与が大きくなっています。

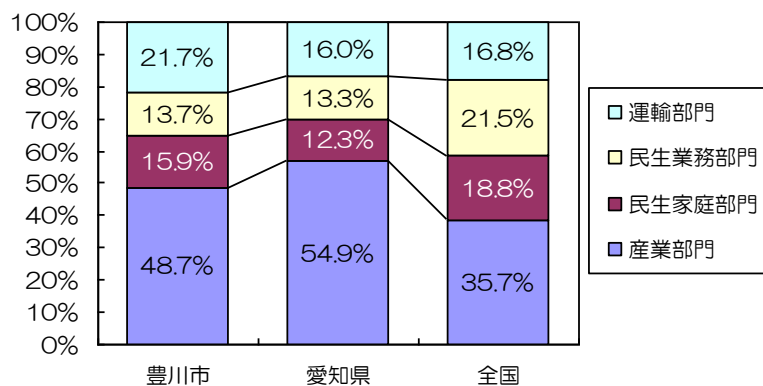


図 4.2 エネルギー起源 CO₂ 排出量の部門別構成比の比較

4-2-2 排出量の増減要因

1) 産業部門（製造業）

産業部門（製造業）において、基準年度と現況の CO₂ 排出量を比較し増減要因を見ると、活動量（ここでは生産量の指標となる製造品出荷額）が減少したことが大きく影響して製造業からの CO₂ 排出量が低減したことがわかります。

また、エネルギー消費原単位（活動量あたりのエネルギー消費量）もやや減少しており、今後も引き続き、事業活動の中での省エネ対策が重要と考えられます。

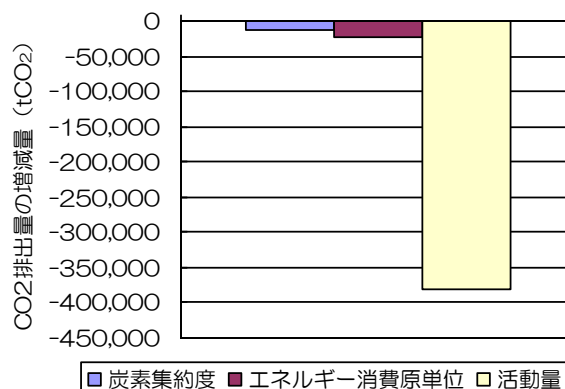


図 4.3 産業部門（製造業）における CO₂ 排出量の増減要因

2) 民生家庭部門

民生家庭部門でCO₂排出量の約4分の3を電気が占めており、基準年度からやや増加傾向にあります。

民生家庭部門のCO₂排出量の増減要因を見ると、増加要因として活動量（世帯数）の増加があります。

一方、エネルギー消費原単位（世帯数あたりのエネルギー消費量）は減少しており、省エネ機器の普及や省エネ行動など、市民の取り組みによる効果と考えられます。

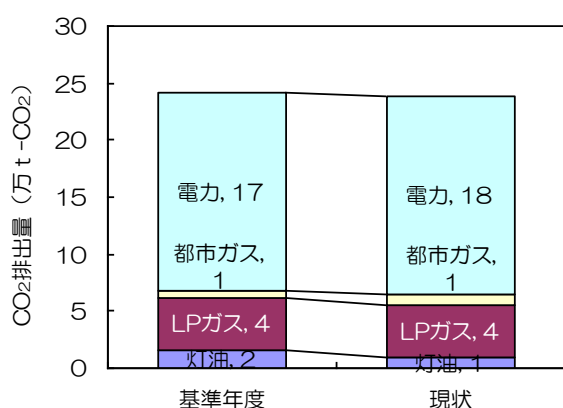


図 4.4 民生家庭部門のCO₂排出量の内訳

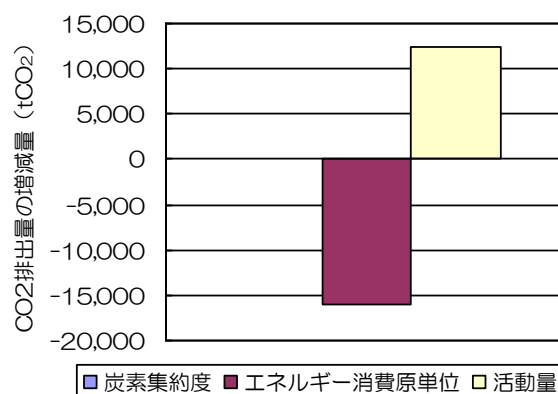


図 4.5 民生家庭部門におけるCO₂排出量増減要因

なお、家電製品の保有台数の推移を見ると、パソコン、DVDプレーヤー、温水洗浄便座など新たな機器が次々と普及し、家庭でのエネルギー消費量を増大させる要素は増え続けています。

今後も一人ひとりが省エネ化の取り組みを継続していくことが重要です。

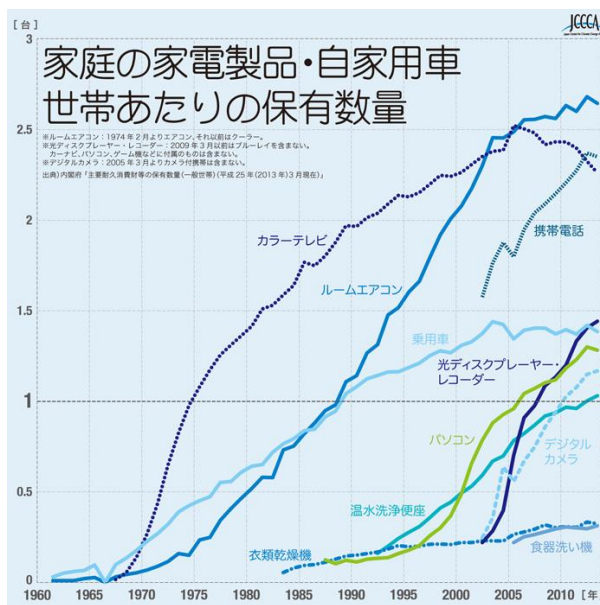


図 4.6 家庭における家電製品等の保有量

3) 民生業務部門

民生業務部門で CO₂ 排出量の約 7 割を電気が占めており、基準年度から増加傾向にあります。

民生業務部門の CO₂ 排出量の増減要因を見ると、活動量（業務系事業所の延床面積）の増加の影響が大きくなっています。

エネルギー消費原単位（延床面積あたりのエネルギー消費量）もやや増加しており、これは OA 機器や空調機器等の普及などの増加要因があると考えられます。事業所においては、省エネ機器の導入や節電に取り組むことが重要です。

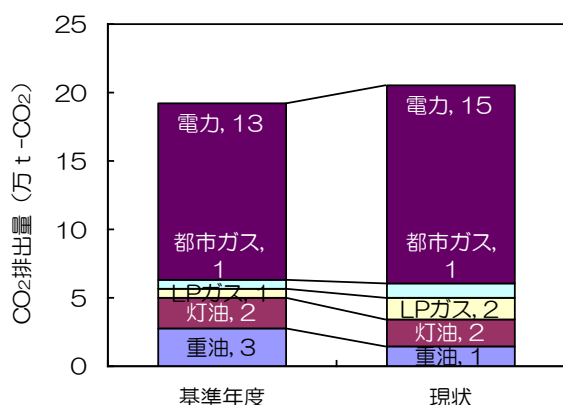


図 4.7 民生業務部門の CO₂ 排出量の内訳

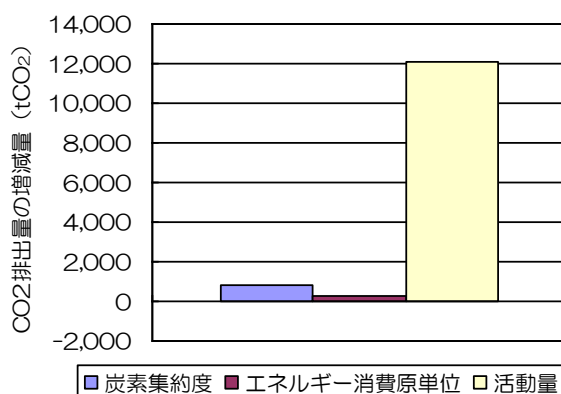


図 4.8 民生業務部門における CO₂ 排出量増減要因

4) 運輸部門（自動車）

自動車における CO₂ 排出量の増減要因を見ると、エネルギー消費原単位（保有台数あたりの燃料消費量）が大きく減少しています。

低燃費車が急速に普及しているほか、自動車利用の抑制やエコドライブなど市民の取り組みによる効果と考えられます。

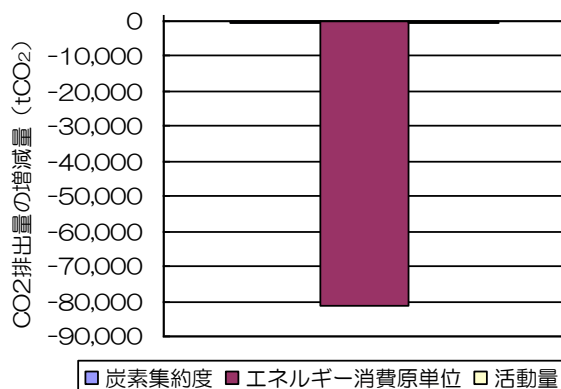


図 4.9 運輸部門（自動車）における CO₂ 排出量増減要因

5) 廃棄物

廃棄物の燃焼による CO₂ 排出量の増減要因を見ると、廃プラ排出原単位（世帯あたりのプラスチックごみ排出量）、活動量（世帯数）ともに増加しています。

世帯数が増えたことに加え、個々の世帯でプラスチックごみが増えていることが要因であり、ごみを増やさなくらしの工夫が重要です。

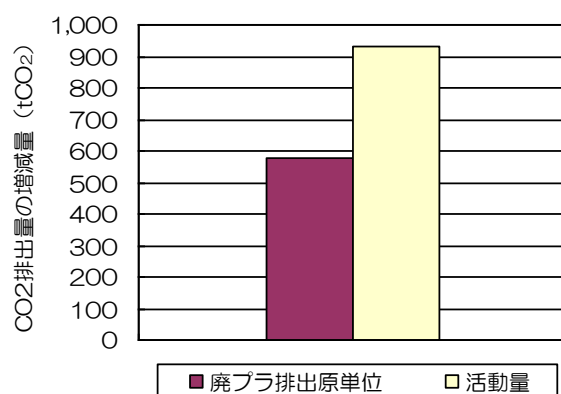


図 4.10 廃棄物における CO₂ 排出量増減要因

第5章 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標

5-1 特に対策を行わない場合の将来推計（現状趨勢ケース）

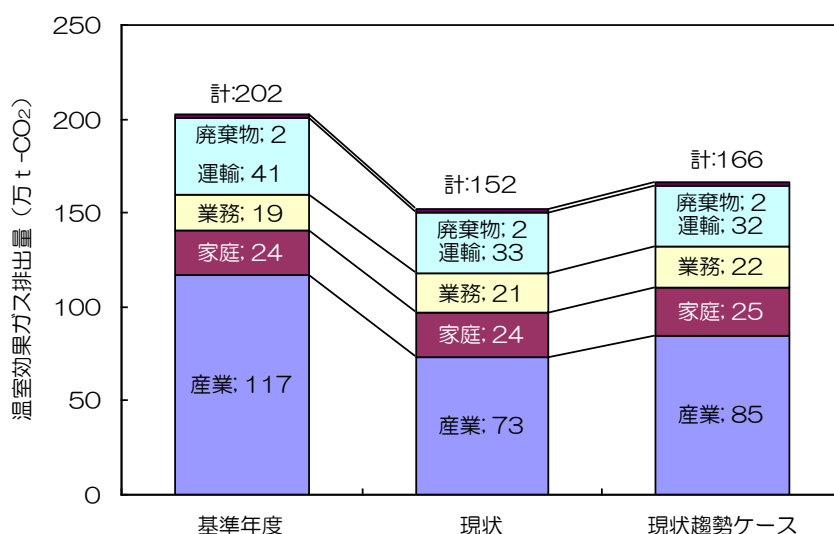
温室効果ガス排出量の 2020 年度（平成 32 年度）における推計として、まず現状趨勢ケースの算定を行います。現状趨勢ケースとは、エネルギーの使い方や機器などは特段の対策をせず現状のまま推移するものとして、活動量（世帯数など）のみが増減するとした想定のもとでの推計です。

現状趨勢ケースの推計結果を表 5.1 及び図 5.1 に示します。

2020 年度においては、世帯数の増加のほか、製造業における生産量の回復や業務部門の拡大などが見込まれることから、現状よりも増加し、基準年度比-18%と予測されます。

表 5.1 特に対策を行わない場合の将来推計結果

		基準年度 (2005 年度)	現状 (2012 年度)	現状趨勢ケース (2020 年度)	基準年度からの 増減
産業部門	製造業	1,109,068	671,843	791,218	-29%
	建設業・鉱業	23,017	20,690	16,512	-28%
	農林水産業	34,979	39,541	39,189	+12%
民生家庭部門		241,768	239,203	251,724	+4%
民生業務部門		192,722	205,864	221,175	+15%
運輸部門	自動車	377,479	294,834	290,265	-23%
	鉄道	28,505	30,802	30,325	+6%
廃棄物部門		16,354	17,833	18,766	+15%
計		2,023,892	1,520,610	1,659,174	-18%



※グラフ中の数字は、四捨五入のため合計値が合わないことがあります。

図 5.1 特に対策を行わない場合の将来推計結果

5-2 排出削減目標の設定

5-2-1 短期の削減見込量

まず、2020 年度（平成 32 年度）までの短期的な削減見込量として、今後市民や事業所において温室効果ガス削減の対策が積極的に取り組まれると想定し、その削減内容の積み上げを行いました。

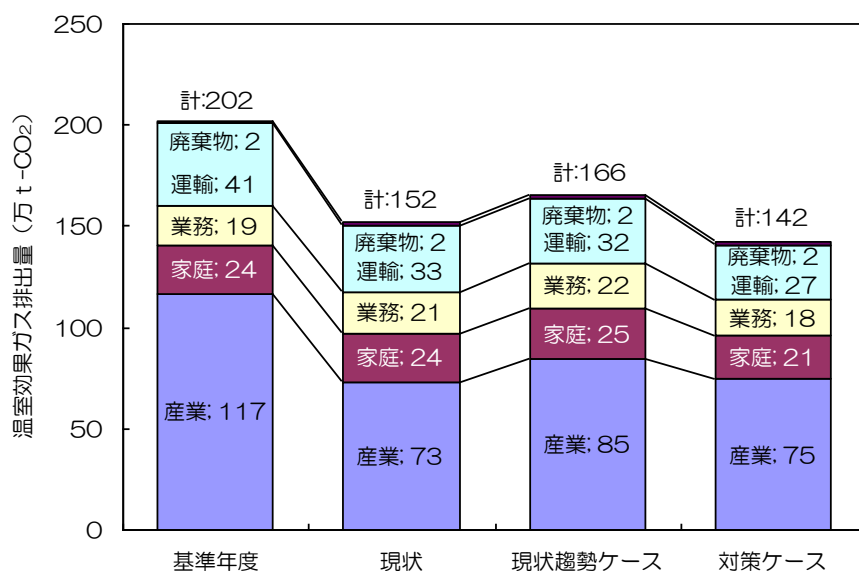
表 5.2 2020 年度（平成 32 年度）までの取り組みによる排出削減量の想定

具体的な取り組み			平成 32 年度までの導入想定		削減量 (t-CO ₂)
			現状趨勢ケース	対策ケース	
家 庭	住宅の断熱化	新築	新規着工住宅の 100%	新規着工住宅の 100%	1,687
		既存	平成 2 年以前の 木造住宅の 0%	平成 2 年以前の 木造住宅の 20%	297
	太陽光発電システムの導入		戸建住宅の 15%	戸建住宅の 25%	8,136
	太陽熱利用システムの導入		戸建住宅の 7%	戸建住宅の 10%	520
	高効率給湯器に買い替え	エコジョーズなど	全世帯の 10%	全世帯の 40%	3,076
		エコキュートなど	全世帯の 15%	全世帯の 25%	2,114
		家庭用コージェネレーション	全世帯の 3%	全世帯の 6%	423
	省エネ型家電に買い替え		全世帯の 20%	全世帯の 80%	13,395
	待機電力の削減		全世帯の 20%	全世帯の 80%	3,349
	冷暖房の適正利用		全世帯の 50%	全世帯の 90%	4,322
	給湯器の適正利用		全世帯の 50%	全世帯の 90%	4,528
	冷蔵庫の適正利用		全世帯の 20%	全世帯の 90%	3,347
	プラスチックゴミを減らす		全世帯の 10%	全世帯の 60%	2,058
事 業 所	業務系及び製造業	業務用太陽光発電システムの導入	事業所の 15%	事業所の 30%	5,017
		事業所建物の断熱化	事業所の 10%	事業所の 40%	9,699
		高効率空調システムの導入	事業所の 10%	事業所の 50%	7,263
		省エネ型電気機器、照明に買い替え	事業所の 10%	事業所の 70%	73,466
		BEMS の導入	事業所の 10%	事業所の 40%	16,465
		電気以外のエネルギー効率化	事業所の 10%	事業所の 60%	23,237
	建設業及び農林漁業	エネルギー効率化	事業所の 10%	事業所の 60%	2,924
自 動 車	低燃費車に買い替え	乗用車	乗用車の 15%	乗用車の 60%	15,818
		貨物自動車	貨物車の 10%	貨物車の 60%	4,993
	自動車の利用抑制	家庭-乗用車	全世帯の 10%	全世帯の 70%	7,191
		事業所-乗用車	事業所の 0%	事業所の 70%	1,431
	輸送の効率化		貨物車の 0%	貨物車の 80%	6,145
	エコドライブ	家庭-乗用車	全世帯の 30%	全世帯の 80%	11,806
事業所-乗用車		事業所の 10%	事業所の 80%	2,048	
計					234,754

省エネ型機器への更新や、積極的な省エネ行動などの取り組みを進めていくことにより、現状趨勢ケースより約 23 万 5 千トンの CO₂ が削減され、2020 年度には CO₂ 排出量が約 142 万トン（基準年度比 30%削減）と見込まれます。

表 5.3 対策を行った場合の将来推計結果

	基準年度 (2005 年度)	現状 (2012 年度)	現状趨勢ケース (2020 年度)	対策ケース (2020 年度)	基準年度からの 増減
産業部門	1,167,064	732,074	846,919	749,957	-36%
民生家庭部門	241,768	239,203	251,724	206,531	-15%
民生業務部門	192,722	205,864	221,175	180,066	-7%
運輸部門	405,984	325,636	320,590	271,158	-33%
廃棄物部門	16,354	17,833	18,766	16,708	+2%
計	2,023,892	1,520,610	1,659,174	1,424,420	-30%



※グラフ中の数字は、四捨五入のため合計値が合わないことがあります。

図 5.2 対策を行った場合の将来推計結果

5-2-2 排出削減目標

以上の検討を踏まえて、豊川市における排出削減目標を設定します。

短期目標：前項の推計に基づき、温室効果ガス削減対策を積極的に推進するための目標として、基準年度比 30%削減とします。

長期目標：国の第4次環境基本計画に掲げられた温室効果ガス排出削減目標「2050年までに 80%削減」を踏まえて、豊川市においても基準年度比 80%削減をめざすこととします。

中期目標：長期目標からのバックキャスト及び短期目標からのフォアキャストに基づき、基準年度比 45%削減をめざすこととします。

表 5.4 排出削減目標

	基準年度	短期目標	中期目標	長期目標
年 度	平成 17 年度 (2005 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 42 年度 (2030 年度)	平成 62 年度 (2050 年度)
削減目標	—	基準年度比 30%削減	基準年度比 45%削減	基準年度比 80%削減

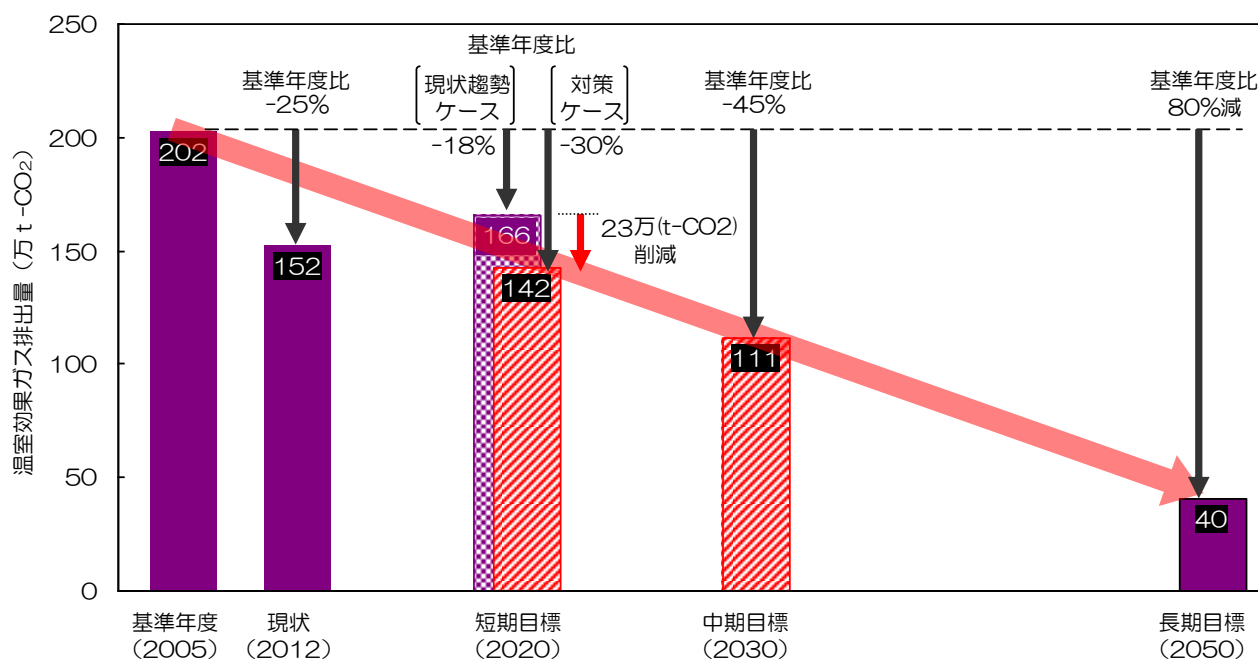


図 5.3 豊川市における CO₂ 排出削減目標

第6章 削減目標達成のための対策・施策

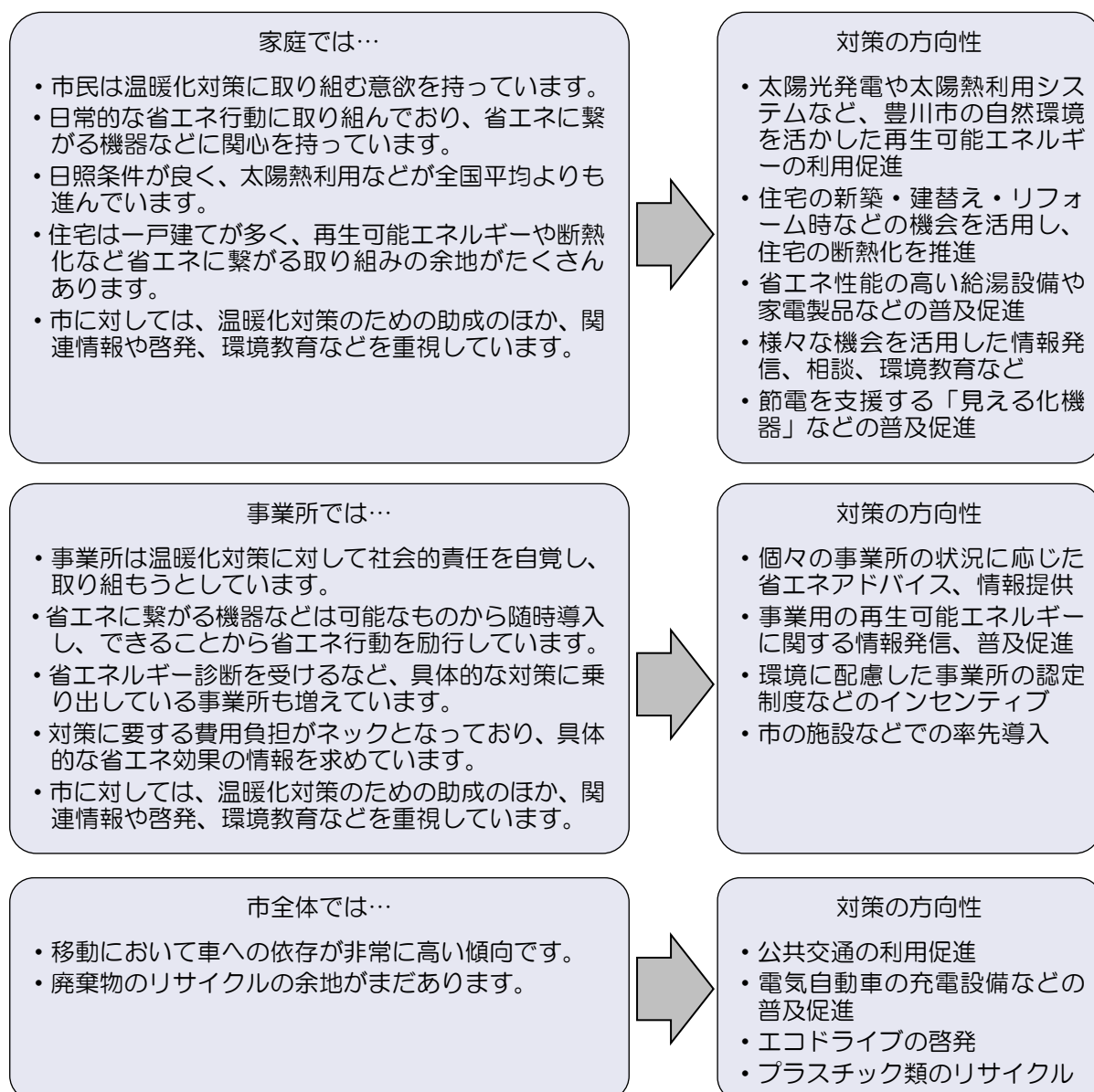
豊川市では、今後しばらくの間世帯数や事業活動などの量（活動量）が拡大すると考えられます。活動量が増えることによって、市全体の消費エネルギーは増加傾向になってしまいますが、これを減少に転じ、持続可能な水準にまで削減するには、個々の消費エネルギーを少しずつ減らすしかありません。

アンケート結果でわかるように、豊川市の市民や事業者は地球温暖化問題への関心が高く、積極的に省エネの工夫をしようとしています。

豊川市では、そのような市民の取り組みを支え、市域の温室効果ガス削減を実現するための対策・施策を展開します。

検討途中

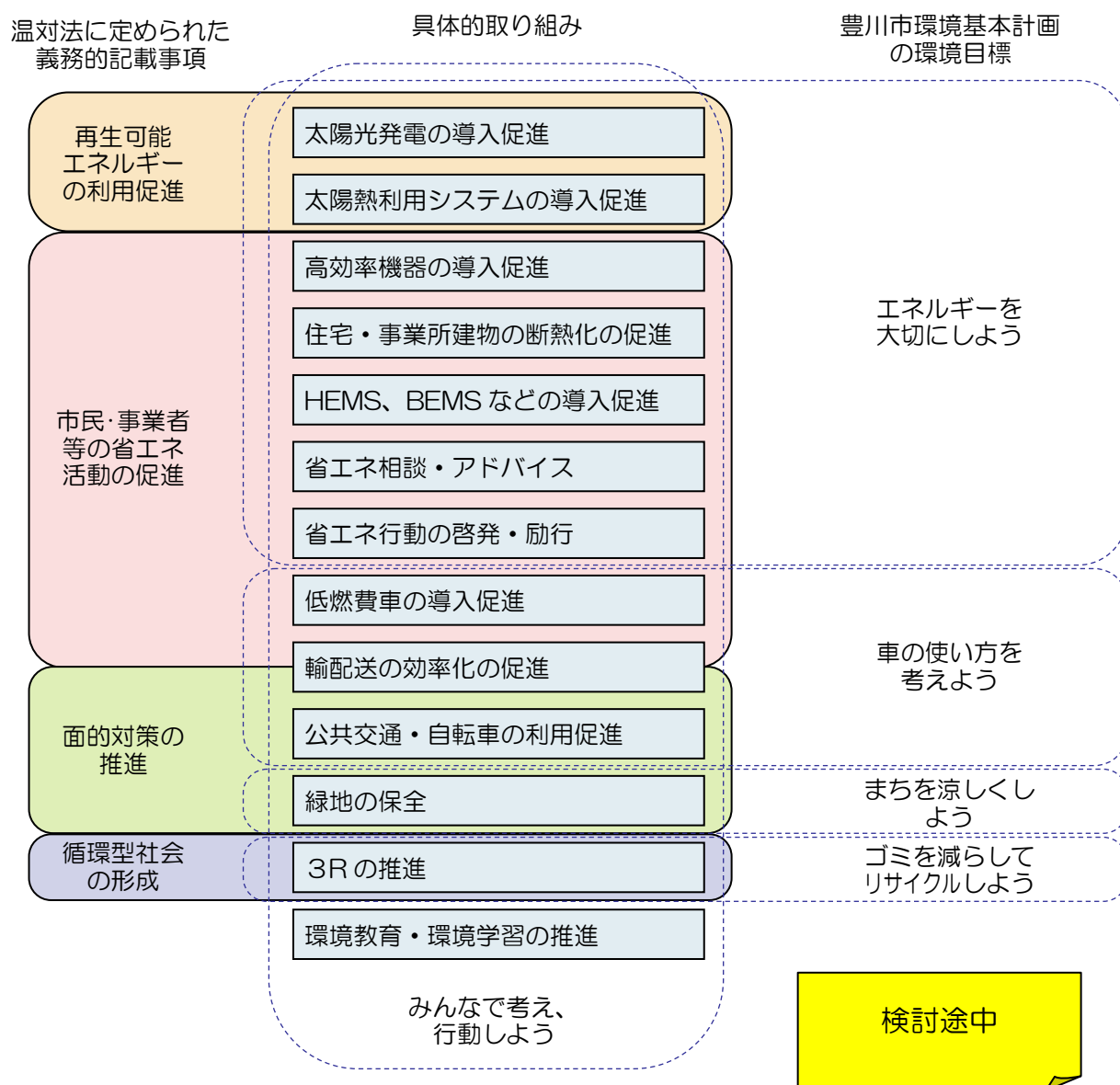
◆ 豊川市の特徴と対策の方向性



6-1 施策の体系

豊川市環境基本計画では、「環境行動都市 とよかわ ～次世代に誇れるまちをつくらう～」という将来像をめざして、六つの環境像の実現のための目標を設定し、取り組みを進めています。

本計画においても、この目標を共有することとし、以下のような体系的な考え方で、対策・施策を推進することとします。



6-2 具体的な取り組み

検討途中

6-2-1 エネルギーを大切にしよう

くらしや事業活動の中に、省エネのチャンスはたくさんあります。
使うエネルギーを減らすだけでなく、エネルギーを創り出すことで、とても大きな効果が得られます。

1) 再生可能エネルギー・新エネルギーを取り入れる

◆ 再生可能エネルギー・新エネルギーシステムの普及促進

【市の施策】

助成制度	住宅用太陽光発電システムの普及を図るため、設置に対し助成を行います。
情報提供・啓発	太陽熱高度利用システムの普及を図るため、設置に対し情報を提供します。 家庭用蓄電池の設置について支援、啓発を行います。
相談・助言	遊休地を活用した太陽光発電システムの導入を推進します。
情報収集・研究	風力発電システムの情報収集・研究を行います。 自立分散型地域エネルギーシステムについて情報収集・研究を行います。 小水力発電システムの情報収集・研究を行います。

【市民の取り組み】

導入推進	住宅用太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムの情報収集・設置を進めます。 遊休地を活用し、太陽光発電システムを導入します。 家庭用燃料電池を導入します。
------	--

【事業者の取り組み】

導入推進	施設におけるコージェネレーションシステムの導入を進めます。 事業用太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムの情報収集・設置を進めます。 遊休地を活用し、太陽光発電システムを導入します。
------	---

◆ 公有地・公共施設における再生可能エネルギー等の有効利用

【市の施策】

施設等への導入推進	公共施設の新増改築時には、太陽光発電システムを導入します。
運用改善	清掃工場において、廃棄物焼却による発電や廃熱利用（サーマルリサイクル）を実施し、エネルギーの有効利用を図ります。
情報収集・研究	未利用エネルギー技術を研究し、導入を検討します。
誘致	未利用地において、太陽光発電所を設置運営する事業者を誘致し、再生可能エネルギーの推進を図ります。

2) 省エネ型機器に取り替える、住宅を省エネ化する

◆ 省エネ相談、省エネ診断、アドバイス

（イメージ）省エネ相談会、アドバイザー認定制度等

【市の施策】

相談・助言	家庭における省エネ診断（うちエコ診断）を実施します。
-------	----------------------------

【市民の取り組み】

--	--

【事業者の取り組み】

--	--

◆ 住宅・事業所建物の断熱化

【市の施策】

--	--

【市民の取り組み】

導入推進	住宅を新築・増改築する際には、高気密・高断熱建築を心がけます。
------	---------------------------------

【事業者の取り組み】

導入推進	
------	--

◆ 省エネ型機器の導入促進

【市の施策】

施設等への 導入推進	公共施設において燃料電池の導入を検討します。
---------------	------------------------

【市民の取り組み】

導入推進	日常生活において、環境に配慮した製品を優先して購入するなど、家庭での省エネルギーの取組を行います。
------	---

【事業者の取り組み】

導入推進	事業活動において環境に配慮した高効率燃料への転換や、省エネルギー機器の導入など事業所での省エネルギーの取組を行います。
------	---

◆ ESCO 事業

【市の施策】

--	--

【事業者の取り組み】

導入推進	工場やオフィスを新築・増改築する際には、ESCO事業を導入するなど、よりエネルギー消費がすくなくなるよう心がけます。
------	--

3) エネルギーをかしこく使う

◆ 見える化機器、環境家計簿

【市の施策】

情報提供・啓発	環境家計簿の普及事業を実施し、省エネルギーの意識向上を推進します。
	ワットモニターの貸出

【市民の取り組み】

日常の取り組み	家庭での電力の消費を減らすために、環境家計簿を利用します。
	ワットモニターの利用

【事業者の取り組み】

日常の取り組み	エネルギー使用量照会サービス等の利用
---------	--------------------

◆ HEMS、BEMS

【市の施策】

情報提供・啓発	市民や事業者にエネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入を推進します。
---------	---------------------------------------

【市民の取り組み】

導入推進	エネルギーマネジメントシステム（HEMS）を導入し、エネルギー使用の最適化を図ります。
------	---

【事業者の取り組み】

導入推進	エネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入し、エネルギー使用の最適化を図ります。
------	---

◆ インセンティブ制度

(イメージ) エコショップ、エコ事業所、地元農産品等

【市の施策】

--	--

【市民の取り組み】

--	--

【事業者の取り組み】

--	--

◆ 省エネ行動の励行

【市の施策】

情報提供・啓発	生産物の地産地消を推進し、流通に伴うエネルギーを消費を削減します。
	家庭や事業所における省エネルギーの取組を啓発します。
	「夏至」及び「クールアースデー」での夜8時以降のライトダウン及び「毎週水曜日」のライトダウン作戦を実施し、省エネルギーの啓発を実施します。
導入推進	「クールシェア」、「ウォームシェア」の取組を推進、実施します。

【市民の取り組み】

日常の取り組み	日常生活において、環境に配慮した製品を優先して購入するなど、家庭での省エネルギーの取組を行います。(再掲)
	地元で生産された農産物や物品を優先して購入します。
	緑のカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組みます。
	クールビズ・ウォームビズに取り組みます。
	「夏至」及び「クールアースデー」での夜8時以降のライトダウンに参加し、省エネルギーの取組に協力します。

【事業者の取り組み】

導入推進	緑のカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組みます。
	クールビズ・ウォームビズに取り組みます。
	「夏至」及び「クールアースデー」での夜8時以降のライトダウンに参加し、省エネルギーの取組に協力します。

6-2-2 車の使い方を考えよう

豊川市では自動車の利用が多いことから、できるだけ環境にやさしい自動車を普及させるとともに、マイカーを使う回数を減らすなど、かしこいクルマの使い方が非常に重要です。

1) 低燃費車の導入促進

【市の施策】

導入促進	電気自動車用急速充電器の普及
------	----------------

【市民の取り組み】

導入促進	自家用車などを適正に整備するとともに、買換え時には低公害車やプラグインハイブリット車・電気自動車・燃料電池車を選択します。
------	---

【事業者の取り組み】

導入促進	保有車両を適正に整備するとともに、買換え時には低公害車やプラグインハイブリット車・電気自動車・燃料電池車を選択します。
------	---

2) 輸配送の効率化

(イメージ) 効率化のための情報発信、自動車環境管理制度、物流センター等

【市の施策】

--	--

【事業者の取り組み】

導入促進	共同輸送システムの導入など物流の合理化を図り、車両走行量の削減を行います。
日常の取り組み	自動車の走行量を削減するため、利用時の相乗りについて検討します。

3) 公共交通・自転車の利用促進

【市の施策】

日常の取り組み	環境への負荷が少ない輸送を促進するため、職員の公共交通機関の利用を推進します。
バスの運行	市内路線バス・コミュニティバスの運行の維持・拡大を図ります。
公共交通への乗継促進	パーク＆ライド駐車場や、サイクル＆ライド駐輪場の整備を検討します。
公共交通の利便性向上	バスロケーションシステムやPTPSの導入について研究するとともに、主要なバス停には、上屋やベンチの整備を検討します。
イベント実施	市内路線バス・コミュニティバス利用者を増加させるため、イベントなど利用促進事業を実施します。
情報提供・啓発	通勤・通学を始め日常生活や事業活動などでの移動の際の公共交通機関の利用を促進します。
	近距離移動での自転車利用の啓発を行います。
自転車走行空間の整備	道路の新設や改良時には、歩道・自転車道を車道と分離し、歩行者や自転車利用者にやさしい道路の整備を実施します。

【市民の取り組み】

日常の取り組み	公共交通機関や自転車を積極的に利用し、自家用車の使用はできるだけ控えます。
---------	---------------------------------------

【事業者の取り組み】

日常の取り組み	従業員の通勤においては、公共交通機関や自転車の利用を促します。
	必要に応じ、通勤送迎バスの導入を検討します。
	事業活動での移動の際は公共交通機関を利用し、自動車の使用をできるだけ控えます。

4) エコドライブの促進

【市の施策】

自動車走行 環境の改善	バイパスや交差点改良などの道路整備により、渋滞緩和を図ります。
情報提供・ 啓発	

【市民の取り組み】

日常の取り 組み	日常生活において自動車を運転する際に、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけます。
-------------	---

【事業者の取り組み】

日常の取り 組み	事業活動において自動車を運転する際に、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけます。
	自動車の走行量を削減するため、利用時の相乗りについて検討します。（再掲）

6-2-3 まちを涼しくしよう

まちなかに緑を増やすことで、夏場の冷房負荷を減らすだけでなく、うるおいのある魅力的な景観をつくりだす効果があります。

1) 緑地の保全・適正管理

【市の施策】

導入推進	緑の基本計画に基づき公園の整備や樹木の植樹を行います。
	新規の道路の建設の際には、街路樹の植栽を推進します。
森林の維持管理	保安林の適正な管理を行います。
情報提供・啓発	建物の壁面緑化や屋上緑化を推進します。
	広報によりヒートアイランドの問題とその取組の啓発を行います。
	沿道花壇による沿道緑化、耕作放棄地の農地復元など、市民・地域と協力して緑のネットワークの形成を図ります。
指導	開発の事前審査などによって、開発事業に対し環境保全のための適正な指導を行います。

【市民の取り組み】

導入推進	建物の壁面緑化や屋上緑化に取り組みます。
	生垣の設置、庭やベランダの緑化など、敷地内の緑化を進めます。
緑の維持管理	沿道花壇の維持管理や、耕作放棄地の農地復元など、市や地域の緑化推進運動に取り組みます。

【事業者の取り組み】

導入推進	建物の屋上緑化や壁面緑化に取り組みます。
	事業所の敷地への生垣の設置や、屋上緑化など、敷地内の緑化を進めます。
	開発事業を実施するにあたっては、適正な緑地の保全に努めます。

2) グリーンカーテン等

【市の施策】

導入推進	公共施設に緑のカーテンを設置します。
情報提供・啓発	緑のカーテンコンテスト 緑のカーテン作成ガイド

【市民の取り組み】

導入推進	緑のカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組めます。
日常の取り組み	残り水を利用した打ち水を実施します。

【事業者の取り組み】

導入推進	緑のカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組めます。
------	----------------------------

6-2-4 ゴミを減らしてリサイクルしよう

プラスチックごみの削減は、直接的に化石燃料の削減につながります。それだけでなく、「もったいない」の精神はすべての環境問題への関心につながります。

1) 3Rの推進

【市の施策】

廃棄物処理 施設の整備	焼却ごみ量の削減のため、刈草・剪定枝の堆肥化施設を整備します。 びん類・缶類の選別・保管施設及び紙類のストックヤードを整備します。
日常の取り組み	公共施設環境率先行動計画に基づき、紙や事務用品の使用料を節約します。 グリーン購入推進指針に基づき、再生利用製品を優先して購入します。
再使用の推進	粗大ごみから再使用可能な良品を選別し、市民に提供する制度づくりを進めます。
バイオマス 活用	一般家庭や公共施設から排出される廃食用油のリサイクル事業を推進します。 食品残渣の飼料化への取り組みを支援します。 家畜糞尿の堆肥化に向けた体制づくりを支援します。
回収促進	販売店での使用済み製品、容器の回収への取り組みを支援します。
情報提供・ 啓発	容器包装廃棄物の減量・再生資源化を促進します。 消費者に再生利用可能な製品を進んで購入し、利用してもらうよう広報します。 ごみ減量推進員制度を制定し、地域におけるごみ減量意識の向上を図ります。
インセンティブ	リサイクルの取組を推進するため、地域エコポイント制度の導入について研究します。

【市民の取り組み】

日常の取り組み	安易に捨てず、修理して使う、ほかの目的で使うことを心がけます。
	再生利用可能な商品を選んで購入し、利用するように心がけます。
	廃食用油の回収事業に協力します。

【事業者の取り組み】

再使用可能品の販売	商品規格を統一し、部品交換ができるような商品の販売を推進します。
回収促進	容器を回収し、再使用に努めます。
日常の取り組み	コピー枚数の削減など、紙の使用量の節約や事務用品の購入抑制に努めます。
	リサイクル資材、リサイクル製品の積極的な活用を進めます。
	容器包装廃棄物の減量や再生資源としての利用を進めます。
バイオマス活用	食品残渣の飼料化に取り組めます。
	刈草・剪定枝の堆肥化によるリサイクルに取り組めます。

2) ごみを増やさない買物行動

【市の施策】

情報提供・啓発	無駄なものを買わない、もらわないよう、啓発を行います。
	使い捨て製品の使用を控え、詰め替え製品を積極的に使用してもらうよう、啓発を行います。
	市民・事業者と共に、レジ袋の無償配布廃止に向けた活動を行います。
事業者への支援	デポジット制度の導入を事業者に働きかけます。
	容器包装の簡素化に取り組む事業者の支援を図ります。
インセンティブ	ごみ減量、リサイクル推進協力店認定制度を推進します。

【市民の取り組み】

日常の取り組み	買い物は「必要十分の量」を常に心がけ、無駄に買わないようにします。
	買い物際にはマイバックを持参し、レジ袋をもらわないようにします。
	過剰包装は断ります。
	使い捨て製品の使用を控え、詰め替え製品を積極的に使用するよう心がけます。
認定店の利用	ごみ減量、リサイクル推進協力店の利用に努めます。

【事業者の取り組み】

ごみを増やさせない販売	食品は量り売りにより、適切な量の販売を推進します。
	レジ袋無償配布廃止制度に参加します。
	容器包装の簡略化に取り組みます。
	割り箸や使い捨て容器の使用量削減に取り組みます。
	ごみ減量、リサイクル推進協力店に参加します。

6-2-5 みんなで考え、行動しよう

環境にやさしい行動を起こすには、それを引き出すための情報に接し、共感することが欠かせません。

様々な場面で環境や省エネなどの情報が得られること、また学校教育や社会生活の中で学習することで、環境にやさしい行動の素地が作り上げられます。

1) 市民活動の推進

【市の施策】

ネットワーク化	環境保全活動を行う市民や市民団体が相互に情報交換、交流ができるようネットワーク形成を支援します。
	積極的に環境保全の取組を行っている団体・事業所を紹介する仕組みづくりを行います。
人材育成	インタープリター、こどもエコリーダーなど、環境保全活動の指導者の育成を行います。
	リーダーの育成やNPO・ボランティア団体へ、活動情報の提供の支援を行います。

【市民の取り組み】

自主的な活動の実施	こどもエコクラブや環境保全団体に参加し、自主的に環境学習や実践活動を行います。
	NPO・ボランティア活動に自主的に参加します。

【事業者の取り組み】

自主的な活動の実施	環境に関する保全活動に積極的に参加するとともに、環境に関する取組などについて情報収集をおこないます。
自主的な活動への支援	NPO・ボランティア活動への支援を行います。

2) 環境情報の共有

【市の施策】

情報提供・啓発	環境情報の収集を行い、広報やインターネットなどにより、環境情報の提供を進めます。
	国・県・市が実施する環境に関する助成制度の情報を収集し、提供します。
環境に配慮した事業活動の啓発	公害を防止し、環境の保全に配慮した事業活動を指導します。また、ISO14001 やエコアクション21 など環境マネジメントシステムの導入に関する適切な情報提供を行います。
	資源が循環し、ゼロエミッション（排出物ゼロ）をめざす産業活動を啓発します。
	企業誘致優遇施策の実施などにより、エコビジネスの企業立地の促進を図ります。
	環境保全型の農業や商店に関する情報を提供し、支援を行います。

【市民の取り組み】

情報収集	環境に関する保全活動に積極的に参加するとともに、環境に関する取組などについて、広報やインターネットなどにより情報収集を行います。
情報提供	自らの団体が行った環境に関する調査結果、環境活動内容などを市に提供します。

【事業者の取り組み】

情報収集	広報やインターネットなどにより、環境情報の収集に努めます。
情報提供	自らの企業が行っている環境に関する取組や情報を市、市民に提供します。
環境に配慮した事業活動	エコビジネスを展開するよう努めます。
	ISO14001 やエコアクション21 など環境マネジメントシステムを導入するため、公害を防止し、環境の保全に配慮した事業活動を推進します。
	資源が循環し、ゼロ・エミッションを目指す産業活動に努めます。

3) 環境学習

【市の施策】

情報提供・啓発	環境講座、環境イベントを充実します。
	エコマネーやグリーンコンシューマー活動などの、環境に配慮した消費活動やライフスタイルを広める市民活動を推進します。
人材育成	環境学習リーダーの養成に取り組みます。
学校教育	環境副読本の作成や活用により、学校教育の中で環境学習、環境教育への取組を進めます。
インセンティブ	環境学習や環境イベント、環境配慮活動などへの参加の際のエコポイント発行による”見える化”を行い、市民の環境への取組を推進します。

【市民の取り組み】

環境学習の活用	環境講座などの環境学習会、環境イベント、環境調査などの環境活動に参加します。
	エコマネーやグリーンコンシューマー活動などの、環境に配慮した消費活動やライフスタイルに移行します。
	地域エコポイントを活用します。

【事業者の取り組み】

環境学習の活用	環境教育施設や環境学習施設を積極的に活用します。
環境学習への支援	環境講座などの環境学習会や環境イベントなどの環境活動に参加・支援します。
	こどもエコクラブや環境保全団体を支援します。
従業員への環境教育	従業員に対する環境教育を進めます。

第7章 計画の推進体制と進捗管理

7-1 計画の推進体制

温室効果ガス削減目標の達成をめざし、本計画の施策や行動を、市・市民・事業者が、それぞれの役割分担と責任のもとで相互に協力しながら推進します。

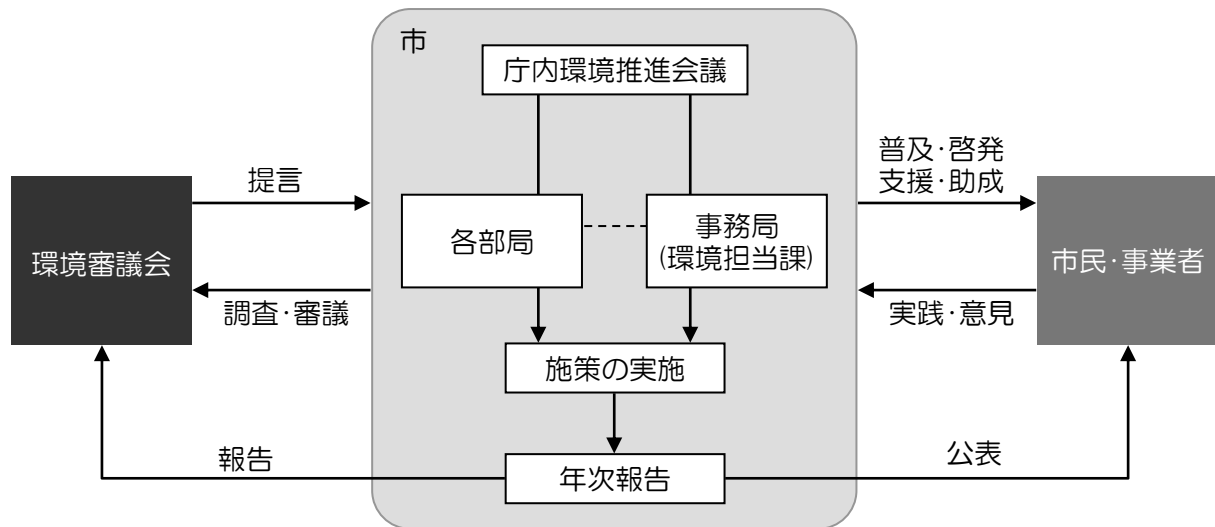


図 7.1 計画の推進体制

1) 市の体制

本計画に位置づけた施策・事業は、関係各課がそれぞれの役割を担いながら総合行政として展開することが重要です。そのため、各取組における施策に基づき、関係各課において施策・事業の総合調整や進行管理、そのための情報交換などを、横断的につなぐ市内組織体制として市内環境推進会議を設けます。

また、国、県、他の市町村と協力して、連携を密にし、市域を超えた広域的な施策を推進します。

2) 市民・事業者の意見の反映

市は、年次報告として、毎年、温室効果ガス排出量の状況と排出削減のために講じた施策について報告書を作成し、これを公表し、広く市民・事業者の意見の反映に努めます。

環境審議会では年次報告を受け、本計画の推進について調査・審議および提言を行います。

7-2 進行管理

本計画を着実に推進するために、PDCA サイクルによる継続的な推進と改善を図り、本計画の進行管理を行います。

